

今別町
第3期子ども・子育て支援事業計画

2025（令和7）年3月

青森県 今別町

はじめに

本町では、深刻化する少子高齢化と人口減少の中、今別町で結婚し子どもを産み育てたい人への支援と将来を担う子どもたちの健やかな成長への支援を両輪で行っていくことが重要になります。

全国的にも、少子化や核家族化が進んでいるとともに、共働き世帯の増加など社会環境が日々変化しているほか、児童虐待やヤングケアラーの問題、障がいなどにより特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応、子どもの貧困の解消など、子どもたちや子育てを取り巻く問題・課題がより複雑化・複合化している状況です。



また、国においては、こども基本法の成立・公布（令和4年6月）をはじめ、こども家庭庁の発足（令和5年4月）、子ども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めた「こども大綱」の公表（令和5年12月）など、子ども・子育てに関わる様々な法制度等が整備されております。

その中で、妊娠・出産・子育てのワンストップ窓口である「こども家庭センター」を中心とする、母子保健や子育て全般に関する相談支援の充実とともに、子ども・子育て支援法等の一部改正に伴う「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」の実施など、すべての子どもと子育て世帯を支援するための事業に取り組むことが求められております。

こうした状況を踏まえ、これまでの事業計画の施策を受け継ぎながら、取り組むべき事業、方策の見直しを行い「今別町第3期子ども・子育て支援事業計画（令和7年度～11年度）」を策定いたしました。

複雑化・複合化する問題・課題に対応するため、関係機関・団体、地域住民が相互に連携・協働し、子どもと子育て家庭に寄り添い、支える地域づくりが不可欠となっており、町民の皆さまには、今後も様々なかたちで子ども・子育てに関わりを持っていただき、地域が一体となって子ども・子育て支援を進めていきたいと考えておりますので、より一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

計画策定にあたり、ご尽力いただきました「今別町子ども・子育て会議」の皆様をはじめ、ご協力いただいた町民の皆様にご心からお礼申し上げます。

令和7年3月

今別町長 阿部 義治

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	3
1 計画策定の背景と趣旨.....	3
2 計画の位置づけ	4
3 他計画との関係	4
4 計画期間.....	5
5 制度改正等のポイント.....	5
（1）子ども・子育て支援法の改正概要.....	5
（2）基本指針の改正に係る留意事項.....	5
（3）児童福祉法改正による社会的養育に関する改正	6
6 計画の策定体制と住民意見の反映	7
7 県や近隣市町村との連携.....	7
第2章 子ども・子育て支援の現状と課題	11
1 本町における人口と子ども人口の状況.....	11
（1）人口と子ども人口等の推移	11
（2）合計特殊出生率の推移	12
2 子育て世帯の状況	13
（1）子育て世帯の推移	13
（2）子育て世帯の子どもの人数と主な保育者の状況	14
（3）世帯の生活状況	16
3 保護者の就労・育児休業制度利用の状況.....	17
（1）年齢別労働率の状況	17
（2）母親の就労状況	18
（3）育児休業制度利用の状況	22
4 子育て支援事業の利用状況.....	24
（1）定期的な教育・保育事業の利用状況.....	24
（2）定期的な教育・保育事業の利用理由と未利用理由.....	25
5 施策の進捗評価	27
6 本町における子育て支援に関わる課題.....	29
第3章 計画の基本的な考え方	33
1 計画の基本理念等	33
2 計画の基本目標	34
3 施策の体系図	35
第4章 子育てに関する施策の展開	39
基本目標Ⅰ 地域における子育ての支援.....	40
推進施策（1）地域における子育て支援サービスの充実.....	40
推進施策（2）保育サービスの充実.....	41

推進施策（３）子育て支援のネットワークづくり	41
推進施策（４）児童の健全育成	42
基本目標Ⅱ 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進	43
推進施策（１）妊産婦等への保健施策の推進	43
推進施策（２）乳幼児期における保健施策の推進	44
推進施策（３）学童期及び思春期における保健施策の推進	46
推進施策（４）周産期及び小児医療の充実	47
基本目標Ⅲ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	48
推進施策（１）次代の親の育成	48
推進施策（２）子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	48
推進施策（３）家庭や地域の教育力の向上	51
推進施策（４）子どもを取り巻く有害環境対策の推進	53
基本目標Ⅳ 子育てを支援する生活環境の整備	54
推進施策（１）良質な住宅の確保	54
推進施策（２）安全な道路交通環境の整備	54
推進施策（３）安心して外出できる環境の整備	55
推進施策（４）安全・安心なまちづくりの推進等	55
基本目標Ⅴ 職業生活と家庭生活との両立の推進等	56
推進施策（１）多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等	56
基本目標Ⅵ 子ども等の安全確保	57
推進施策（１）子どもの交通安全を確保するための活動の推進	57
推進施策（２）子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	57
推進施策（３）被害にあった子どもの保護の推進	58
基本目標Ⅶ 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	59
推進施策（１）児童虐待防止対策の充実	59
推進施策（２）母子家庭等の自立支援の推進	60
推進施策（３）障がい児施策の実施	60
基本目標Ⅷ 若者が地元で働き、結婚しやすい環境づくり	62
推進施策（１）多様な就労の場の確保と就労の支援	62
推進施策（２）行政、地域、企業等における結婚しやすい環境づくりの推進	62
第5章 子ども・子育て支援事業の展開	65
1 教育・保育事業等の提供区域	65
2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の二ーズ量推計	66
（１）推計の手順	66
（２）子ども人口の推計	67
（３）家庭類型（現在・潜在）別児童数の推計	68
3 教育・保育の量の見込み及び確保方策	69
（１）施設型事業	69
（２）地域型保育事業	71
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策	73
（１）相談支援事業	73
（２）訪問系事業	75

(3) 通所系事業.....	78
(4) その他事業.....	83
5 総合的な子どもの放課後対策の推進.....	87
(1) 放課後児童対策パッケージの趣旨.....	87
6 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について.....	88
(1) 認定こども園の普及についての基本的な考え方.....	88
(2) 幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援.....	88
(3) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実.....	88
(4) 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携.....	88
7	
子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項.....	89
第6章 子どもの貧困対策	93
1 子どもの貧困対策計画策定の趣旨	93
2 子どもの貧困対策に関する取り組み.....	94
3 具体的な施策.....	94
(1) 教育の支援.....	94
(2) 生活の安定に資するための支援.....	95
(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援.....	95
第7章 計画の推進・評価体制	99
1 計画の推進体制	99
2 計画の公表及び周知	99
3 計画の評価と進行管理.....	99
資 料 編	103
1 今別町 子ども・子育て会議条例	103
(1) 設置条例.....	103
(2) 委員名簿.....	105

第 1 章

計画策定にあたって



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

今別町（以降「本町」という。）では、2010（平成22）年には「今別町次世代育成支援対策後期行動計画」を策定し、若い世代が家庭を築き、子どもを産み育て、すべての子どもが健やかに成長できる環境を実現できる体制づくりを推進してきました。また、2012（平成24）年8月に「子ども・子育て関連3法」の成立を受け、子ども・子育て支援に係るニーズの把握、町内における教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容を盛り込んだ「今別町子ども・子育て支援事業計画」を2015（平成27）年に第1期、2020（令和2）年に第2期を策定し、乳幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等を計画的に推進してきました。

しかし、少子化の進行は止まらず、加えて家庭や経済的な要因を背景とした厳しい状況下にある子どもの貧困問題が表面化したことから、国は女性の就業率の向上と保育の受け皿の整備を図るために2017（平成29）年6月「子育て安心プラン」を公表しました。また、2019（令和元）年10月に幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、子ども・子育て支援法の一部を改正した「子育てのための施設等利用給付」を創設しました。

2021（令和3）年に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、「こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする」こととし、2023（令和5）年には、こども基本法が施行され、こども家庭庁が創設されました。そこで、「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども家庭庁が施策推進の司令塔の役割を担うこととなり、子ども・子育て支援事業計画を含む、こども施策は、こども家庭庁に移管されました。

これを受け本町では、第2期計画の施策・事業の進捗評価等を行うとともに、子ども・子育て支援の事業量の見直しを行いました。さらに、「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方」に準じ、2023（令和5）年12月に実施した利用者のアンケート結果を踏まえながら、子ども・子育て支援に係る利用ニーズを含めた利用希望等を見直しました。その上で「子ども・子育て会議」等での議論を通して、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み等を勘案した結果、保育の受け皿の拡大や保育の質の確保などの提供体制の充実を盛り込んだ「今別町第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本計画をもとに、次世代育成支援対策推進法等による関連する諸制度の施策と連携しながら、本町に居住する社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもに対し、「子どもの最善の利益」が実現できる事業展開を図り、町民ニーズに寄り添った質の高い教育・保健・保育及び地域子ども・子育て支援事業並びに子どもの貧困対策事業を計画的に推進し、実施することとしました。

2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針に即して、策定するものです。

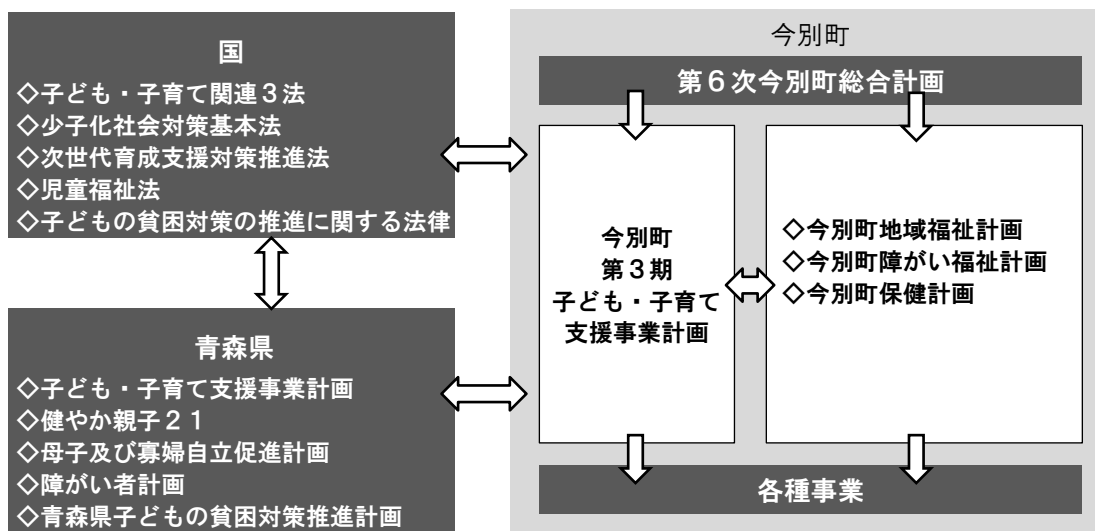
また、2024（令和6）年5月に改正次世代育成支援対策推進法が成立し、法の有効期限が令和17年3月まで延長されたため、これまで本町が取り組んできた次世代育成支援行動計画も踏まえながら、子ども・子育て支援に係る様々な分野の施策を総合的・一体的に進めるための計画として位置づけます。

さらに、放課後児童対策パッケージ（令和5年12月25日発出）に基づく「放課後児童対策の推進に関する行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項の規定により定める「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、成育医療等基本方針に基づく計画策定指針第2項4に基づく「母子保健計画」としての内容も包含するものです。

3 他計画との関係

本計画の策定にあたっては、上位計画である「第6次今別町総合計画」のもと、関連する「今別町地域福祉計画」「今別町障がい福祉計画」「今別町保健計画」との整合性を図りました。

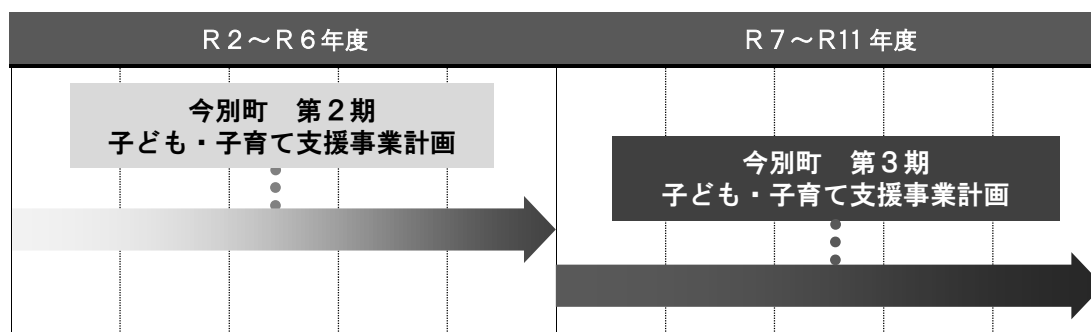
■ 他計画との連携



4 計画期間

本計画の期間は、法に基づき2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間とし、2024（令和6）年度に策定しました。

■ 計画期間



5 制度改正等のポイント

（1）子ども・子育て支援法の改正概要

2024（令和6）年10月10日には「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立したことにより、こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、子ども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設しました。

（2）基本指針の改正に係る留意事項

制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるため、以下の5点が追加されました。

① 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加

改正法により新設され、新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた妊婦等包括相談支援事業について、基本指針中の所要の箇所に規定を行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において量の見込み（事業需要量）を設定する際の参酌基準を設定すること。

② 児童発達支援センター等に関する事項等の追加

改正法において、児童発達支援センターが地域における障がい児支援の中核的役割を担うことを明確したことを踏まえ、市町村子ども・子育て支援事業計画において、障がい児支援の体制を整備するに際し、関係者が連携・協力して地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）を推進すること等を規定すること。

③ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項の追加

改正法により新たに定義した乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、基本指針に位置づけ等を行う。

④ 経営情報の継続的な見える化に関する事項の追加

改正法により規定した経営情報の継続的な見える化について、基本指針に位置づけ等を行うこと。

⑤ 産後ケアに関する事業の追加

地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた産後ケア事業の参酌標準や、産後ケア事業等実施時における留意点の規定等を行うこと。

（３）児童福祉法改正による社会的養育に関する改正

2022（令和４）年６月の改正によって、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うことも家庭センターの設置の努力義務化、子ども家庭福祉分野の認定資格創設、市区町村における子育て家庭への支援の充実等を行うこととなりました。

6 計画の策定体制と住民意見の反映

本計画の策定体制としては、子どもの保護者、学識経験者、関係団体代表などの委員で構成される「今別町子ども・子育て会議」を設置しました。委員からは計画策定に対する意見を求めるとともに、計画策定に必要な検討課題に関する審議結果を計画に反映しました。

また、本町の子育て支援等に関わるニーズの把握のため、2023（令和5）年12月に子育て中の保護者を対象としたアンケート形式のニーズ調査を行いました。その調査結果から得られた子育ての現状や今後子育て支援に係る意向等は、新たなサービスの目標事業量等の設定や子育て支援施策推進の検討資料として活用しました。計画書（最終案）を会議で協議し、必要に応じて計画書への反映に努めました。

7 県や近隣市町村との連携

子ども・子育て支援事業のニーズ量の設定や確保策の検討にあたっては、庁内の関係部署が県や近隣市町村と協議・調整を行いながら、町民のニーズに対応できるよう相互に連携を図りました。また、近隣市町村間で協議・調整を進めていく上で、県が中心となり、必要に応じて広域調整を行うこととなっていることから、県からは恒常的な情報交換や必要な環境の整備等の支援を受けました。

子ども・子育て支援の実施については、町民が希望するサービスを利用できるよう、地域の資源を有効に活用し、地域の実情に応じた市町村域を超えたサービスの利用や、個々のサービスの特性に留意する必要があるため、近隣市町村や保育事業者等との連携と協働に努めました。

第2章

子ども・子育て支援の 現状と課題



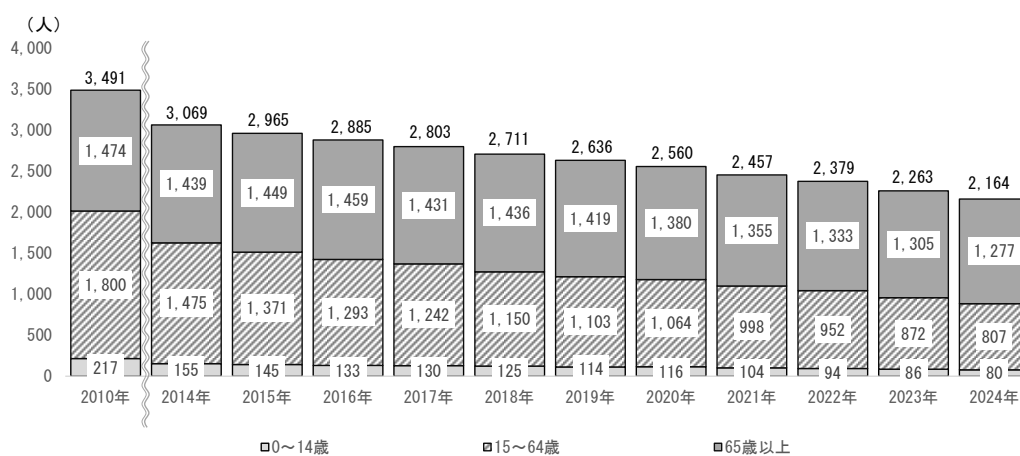
第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

1 本町における人口と子ども人口の状況

(1) 人口と子ども人口等の推移

本町の人口は2010(平成22)年以降減少し続けています。3階級別人口をみると、2005(平成17)年以降老年人口(65歳以上)は増減があるものの減少しており、生産年齢人口(15～64歳)、年少人口(0～14歳)も減少しています。

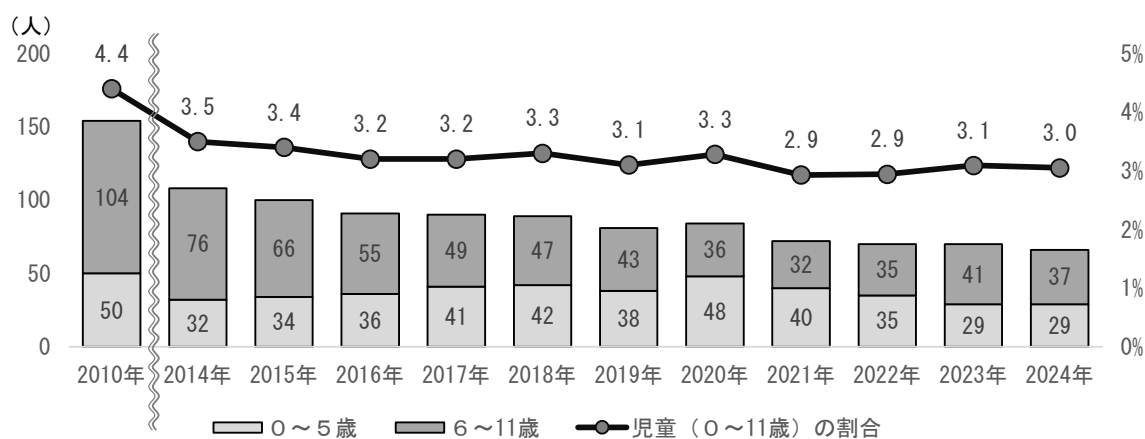
■ 3階級別人口の推移



資料:住民基本台帳(各年3月31日)

子ども人口(就学前児童及び小学生)の減少割合は、人口の減少割合よりも大きく、児童(0～11歳)の割合は低下を続け、2019(平成31)年には3.0%となっています。

■ 人口と子ども人口の推移



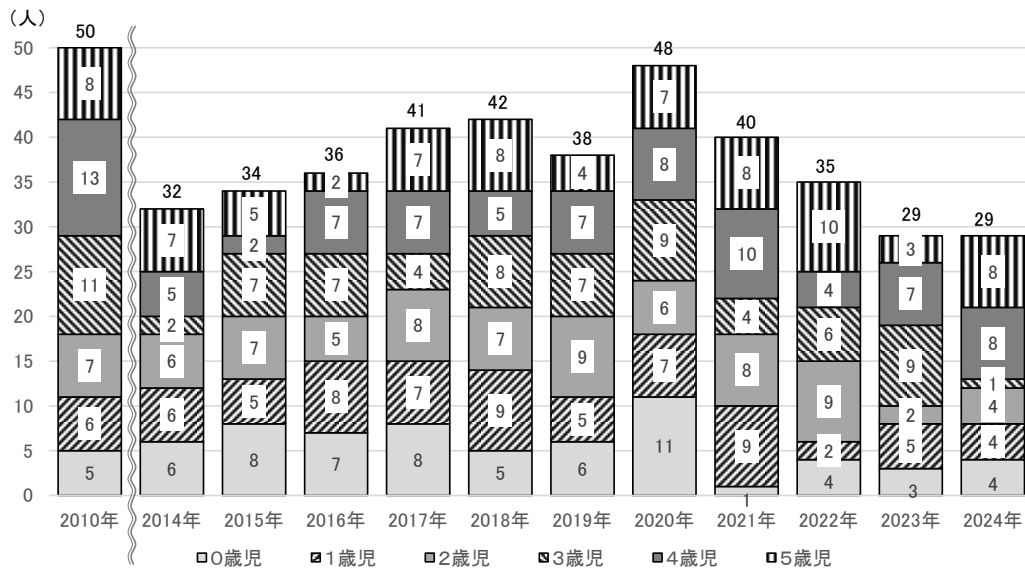
※児童(0～11歳)の割合は総人口に占める児童の割合

資料:住民基本台帳(各年3月31日)

さらに就学前児童（0～5歳）の1歳ごとの人口推移をみると、2010（平成22）年から2024（令和6）年にかけて増減を繰り返していますが、全体では21人（42.0％）減少しています。

このように0～5歳児人口・生産年齢人口（15～64歳）がともに減少していることから、今後も児童数の減少は続くものと見込まれます。

■ 0～5歳児の人口推移

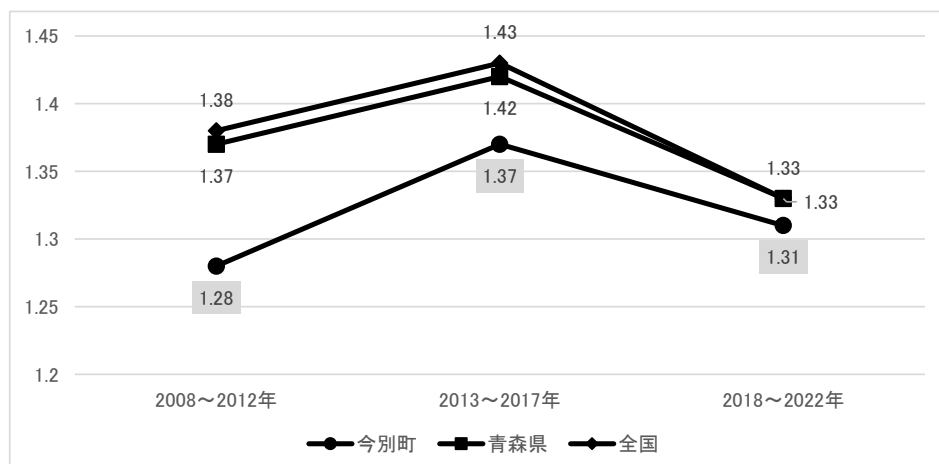


資料：住民基本台帳（各年3月31日）

（2）合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率は、青森県、全国よりも低くなっています。

■ 合計特殊出生率の推移



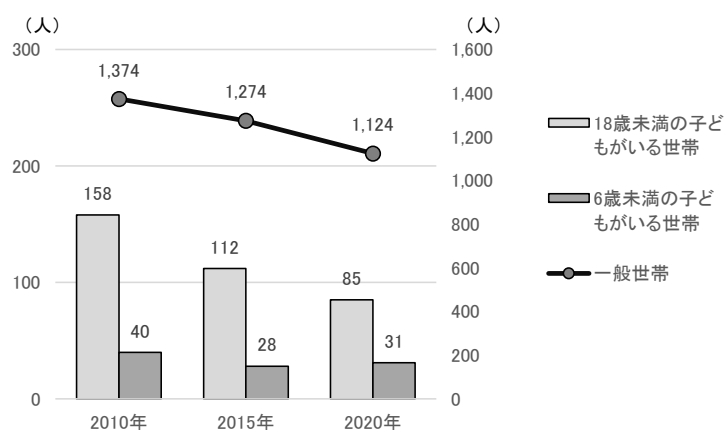
資料：厚生労働省人口動態統計

2 子育て世帯の状況

(1) 子育て世帯の推移

2010（平成22）年から2020（令和2）年の子育て世帯の推移をみると、一般世帯、18歳未満の子どもがいる世帯は減少しています。6歳未満の子どもがいる世帯は2015（平成27）年は減少しましたが、2020年（令和2）年はやや増加しています。

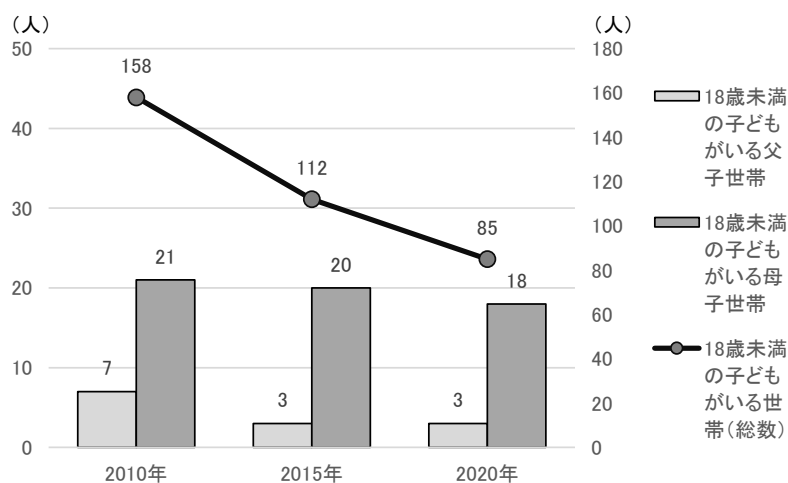
■ 子育て世帯（18歳未満の子どもがいる世帯）の推移



資料：国勢調査

また、18歳未満の子どもがいる世帯の総世帯数は大きく減少しているものの、18歳未満の子どもがいるひとり親世帯は、父子世帯・母子世帯ともにやや減少傾向となっています。

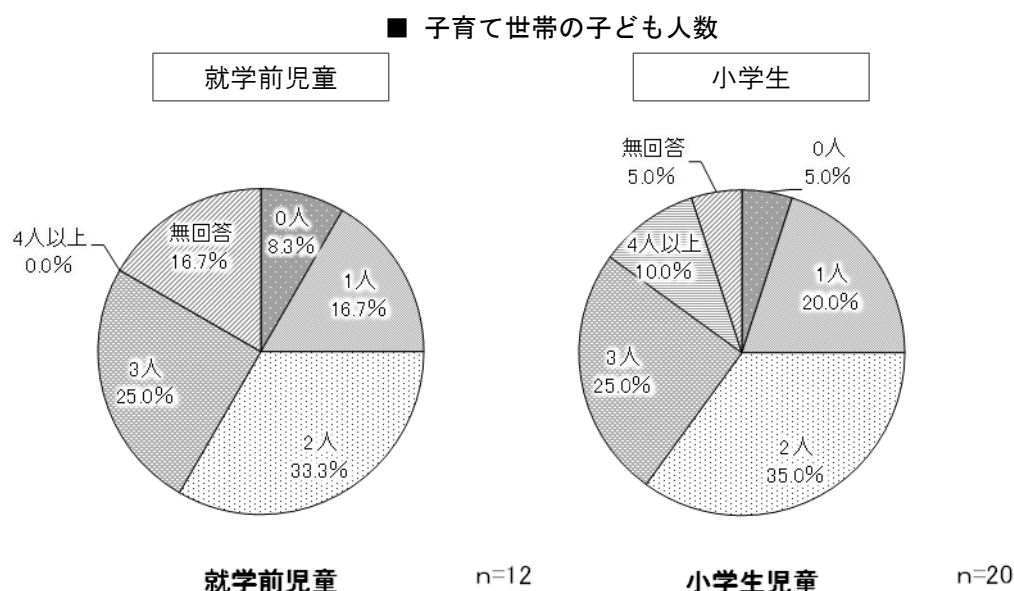
■ ひとり親世帯の推移



資料：国勢調査

（２）子育て世帯の子ども的人数と主な保育者の状況

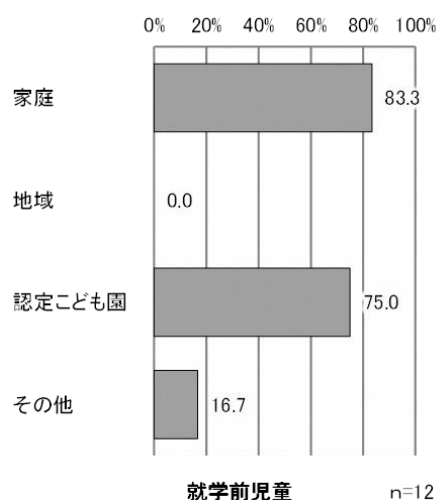
調査結果から子育て世帯の子ども的人数をみると、就学前児童の世帯・小学生の世帯ともに「２人」、「３人」、「１人」の順となり、「２人」以上の世帯の割合は、就学前児童で58.3%、小学生で70.0%と小学生の世帯が11.7ポイント高くなっています。



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

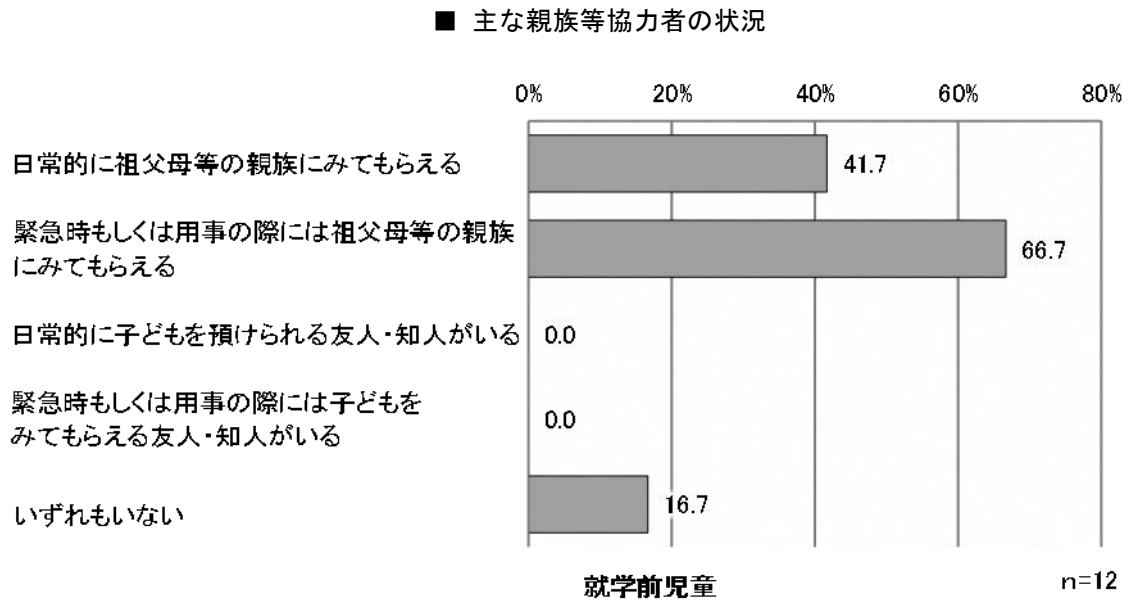
就学前児童の世帯で日常的に子育てに関わっている方（教育含む）をみると、「家庭」（83.3%）の割合が最も高く、次いで「認定こども園」（75.0%）となっています。

■ 日常的に子育てに関わっている方（教育含む）



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

主な親族等協力者が「いずれもない」と回答した割合は16.7%となっています。



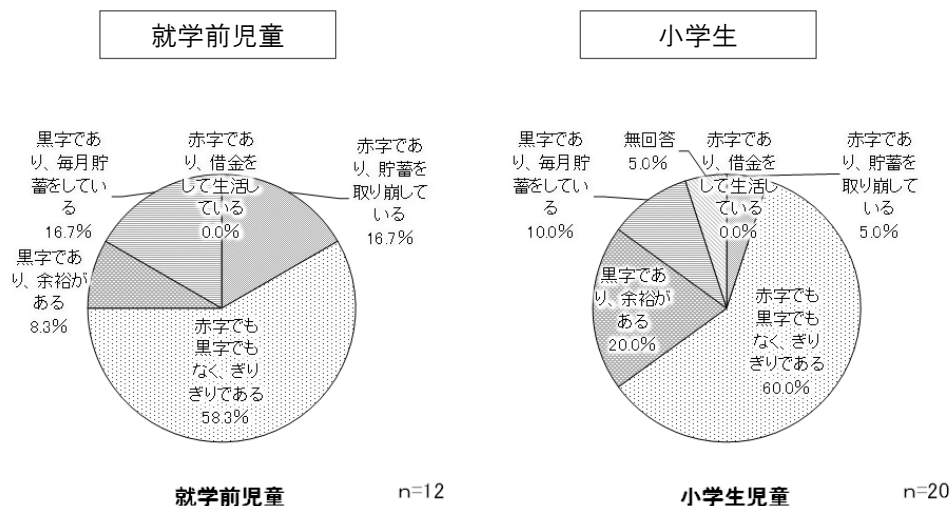
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

(3) 世帯の生活状況

子育て世帯の家計の状況をみると、就学前児童の家庭では、「赤字でも黒字でもなく、ぎりぎりである」(58.3%)が最も高く、次いで「赤字であり、貯蓄を取り崩している」と「黒字であり、毎月貯蓄をしている」が同率で16.7%となっています。

小学生の家庭では、「赤字でも黒字でもなく、ぎりぎりである」(60.0%)が最も高く、次いで「黒字であり、余裕がある」(20.0%)、「黒字であり、毎月貯蓄をしている」(10.0%)となっています。

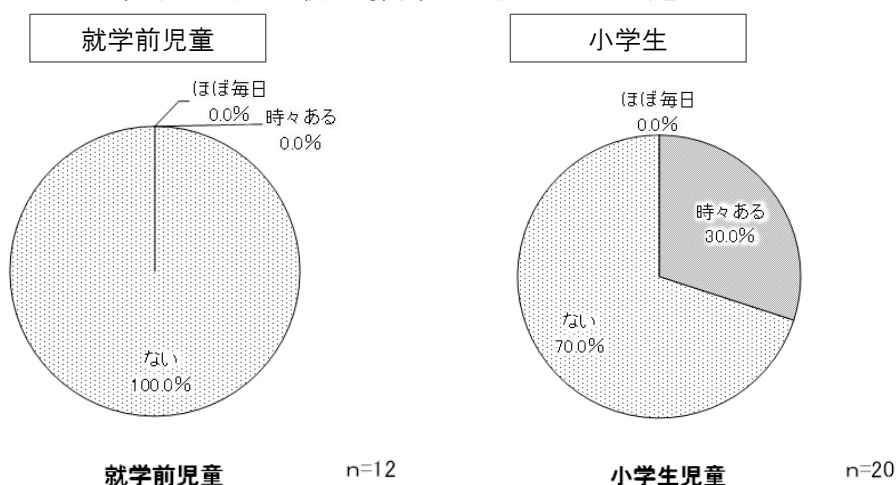
■ 家庭の家計の状況



平日の夕方から夜の時間帯に、子どもだけで過ごすことの有無については、就学前児童の家庭では、「ない」が100.0%となっています。

小学生の家庭では、「ない」(70.0%)が最も高く、次いで「時々ある」(30.0%)となっています。

■ 平日の夕方から夜の時間帯に、子どもだけで過ごすこと

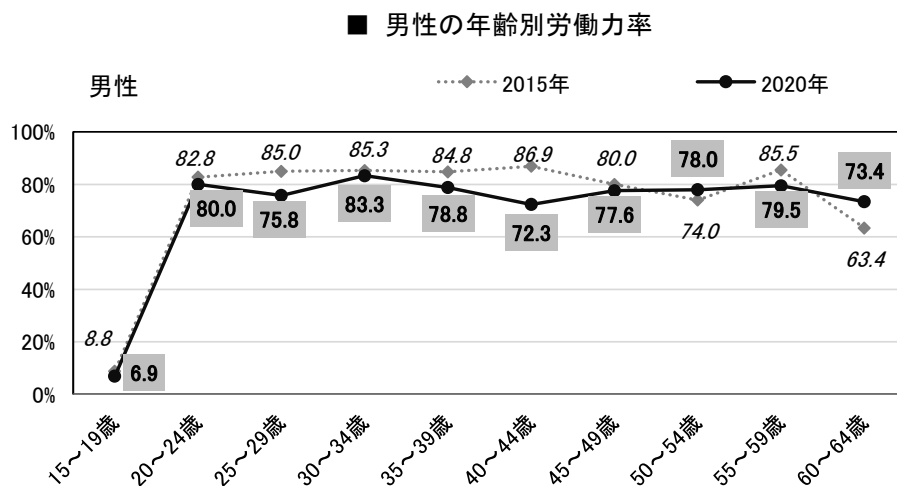


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

3 保護者の就労・育児休業制度利用の状況

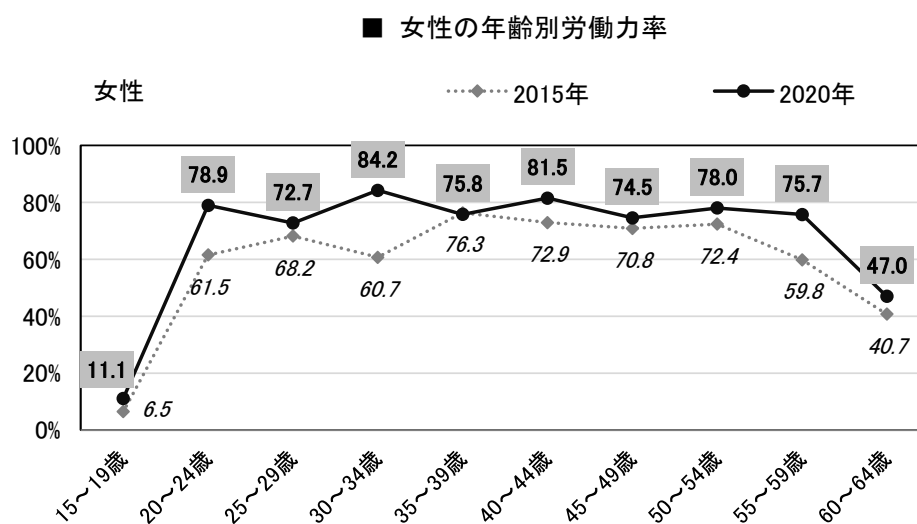
(1) 年齢別労働率の状況

男性の年齢別労働力率の推移をみると、2020（令和2）年と2015（平成27）年と比較すると、「50～54歳」と「60～64歳」を除くすべての年齢で2015（平成27）年が高くなっています。



資料：国勢調査

女性の年齢別労働力率の推移をみると、2020（令和2）年と2015（平成27）年と比較すると、すべての年齢で2020（令和2）年が高くなっています。

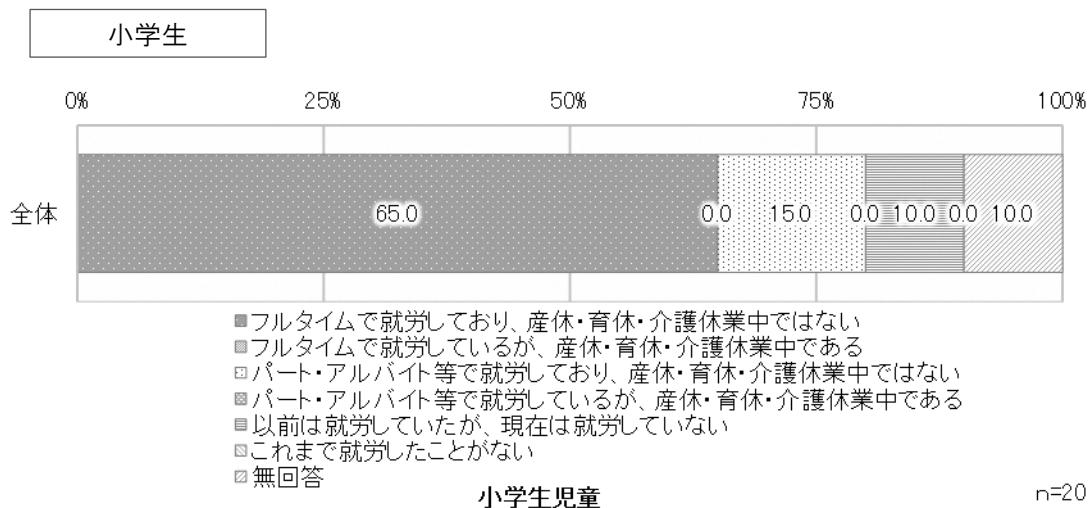
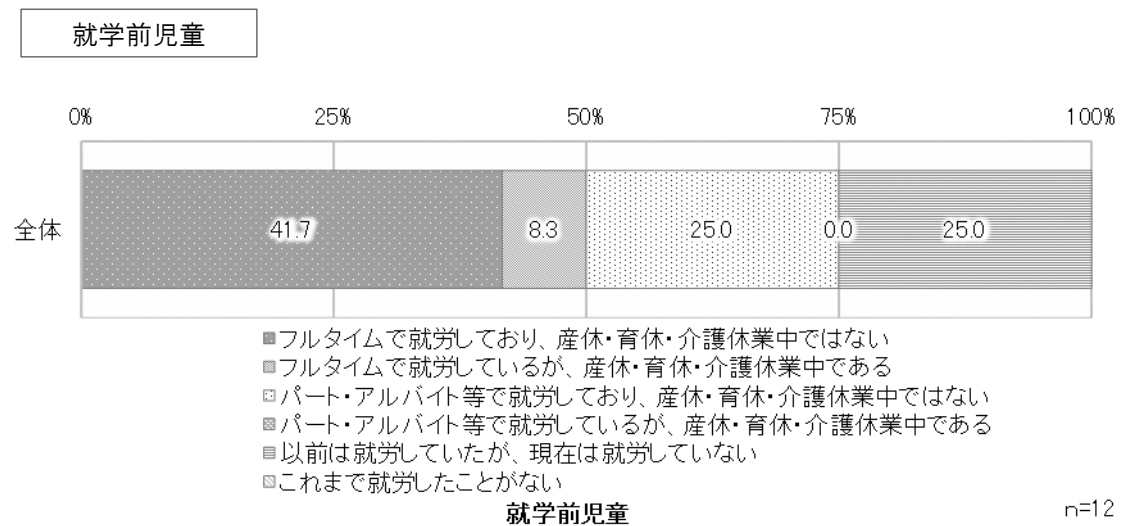


資料：国勢調査

(2) 母親の就労状況

母親の就労状況をみると、「フルタイムで就労している」「パート・アルバイト等で就労している」を合わせた現在就労している方は、就学前児童で75.0%、小学生で80.0%となっています。そのうち産休・育休・介護休業を取得中の方は、就学前児童で8.3%、小学生ではいませんでした。

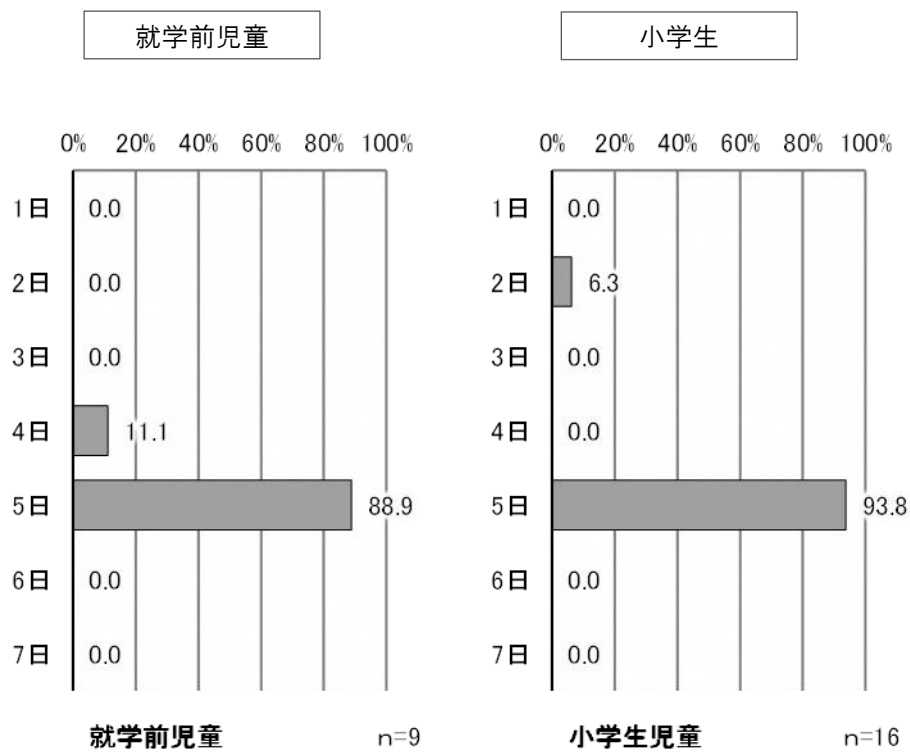
■ 母親の就労状況



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

母親の1週当たりの就労日数をみると、就学前児童・小学生ともに「5日」（88.9%・93.8%）の割合が最も高くなっています。

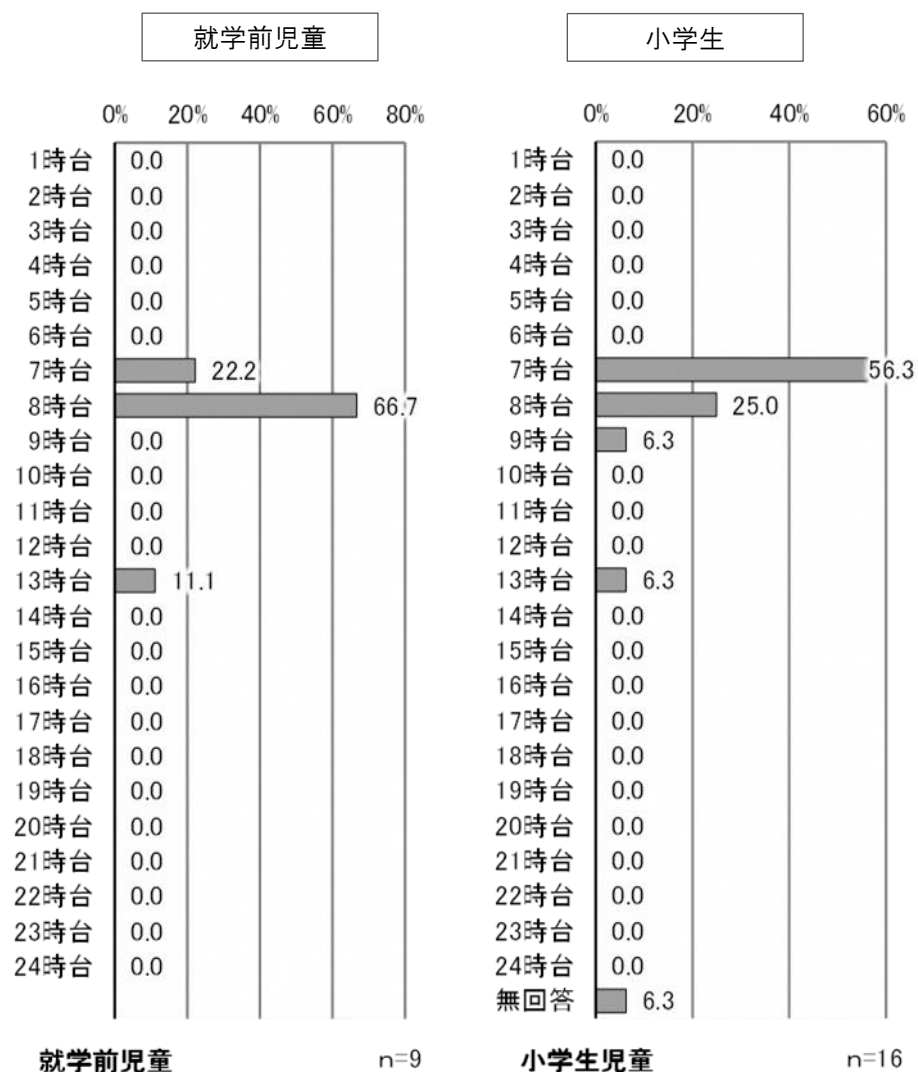
■ 母親の就労日数（1週当たり）



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

母親の出勤時間は、就学前児童では「8時台」（66.7％）の割合が最も高く、次いで「7時台」（22.2％）、小学生では「7時台」（56.3％）の割合が最も高く、次いで「8時台」（25.0％）となっています。

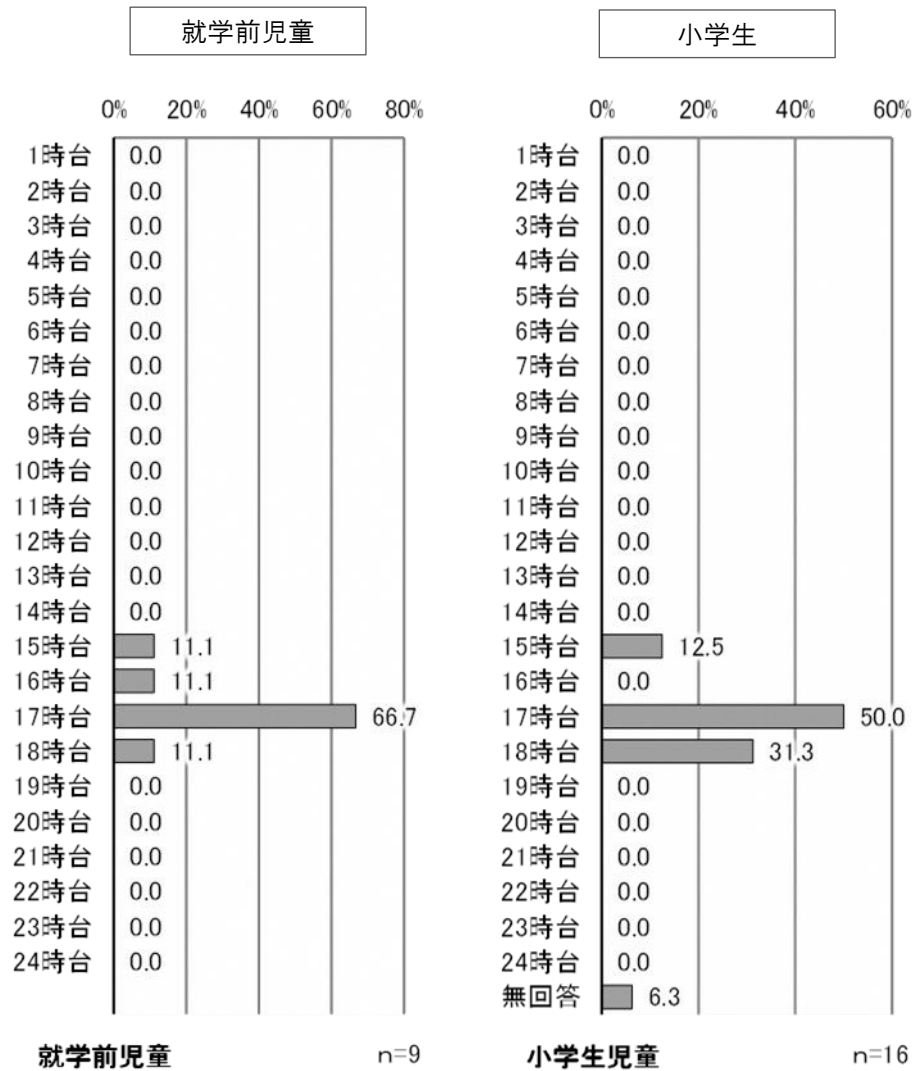
■ 母親の出勤時間



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

母親の帰宅時間は、就学前児童・小学生ともに「17時台」（66.7%・50.0%）の割合が最も高く、次いで、就学前児童では「15時台」、「16時台」、「18時台」（各11.1%）、小学生では「18時台」（31.3%）となっています。

■ 母親の帰宅時間



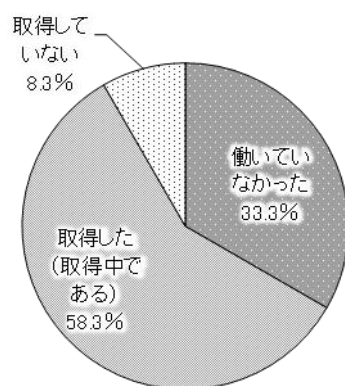
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

(3) 育児休業制度利用の状況

育児休業制度の利用状況をみると、「取得した（取得中である）」母親は58.3%、一方、父親は8.3%となっています。

■ 育児休業制度の利用状況

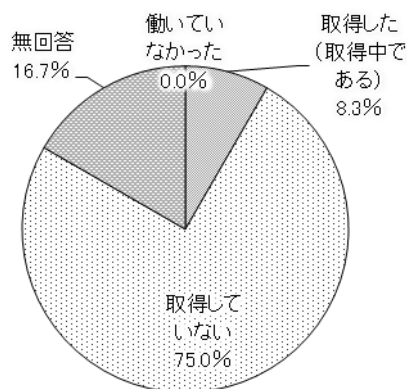
就学前児童（母親）



就学前児童

n=12

就学前児童（父親）



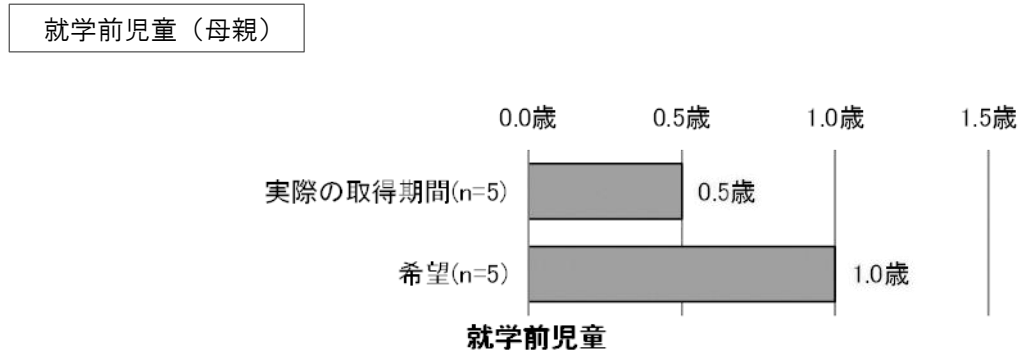
就学前児童

n=12

資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

母親が育児休業から復帰したときの子どもの月齢をみると、実際の取得期間は平均で0.5歳、希望の期間は平均で1.0歳となっています。

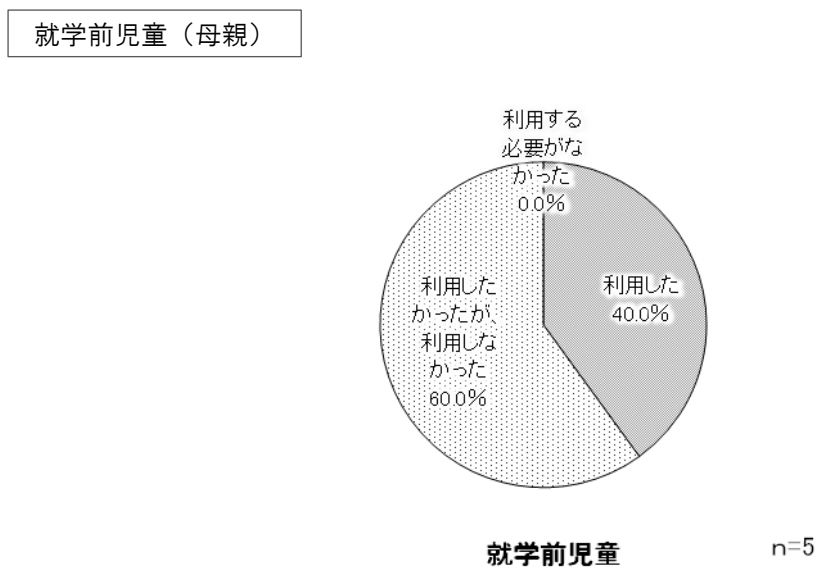
■ 育児休業から復帰したときの子どもの月齢



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

職場復帰時における短時間勤務制度の利用状況をみると、「利用した」母親は40.0%となっています。

■ 職場復帰時における短時間勤務制度の利用状況



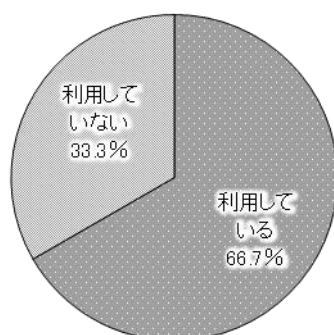
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

4 子育て支援事業の利用状況

(1) 定期的な教育・保育事業の利用状況

定期的な教育・保育事業を「利用している」就学前児童は66.7%となり、全員が「認定こども園」を利用しています。また、利用希望をみると、大半は「認定こども園」（100.0%）と回答していますが、25.0%は「認可保育所」、16.7%は「事業所内保育施設」、「居宅訪問型保育」、「ファミリー・サポート・センター」の利用も希望しています。

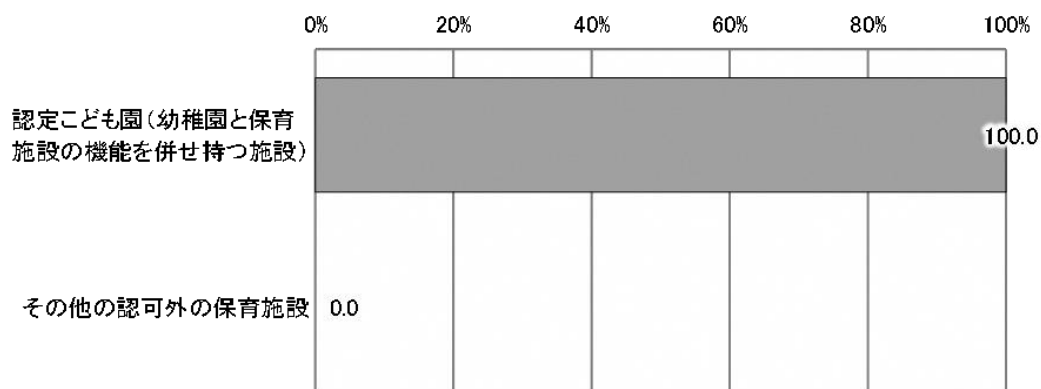
■ 定期的な教育・保育事業の利用状況



就学前児童

n=12

■ 利用している定期的な教育・保育事業

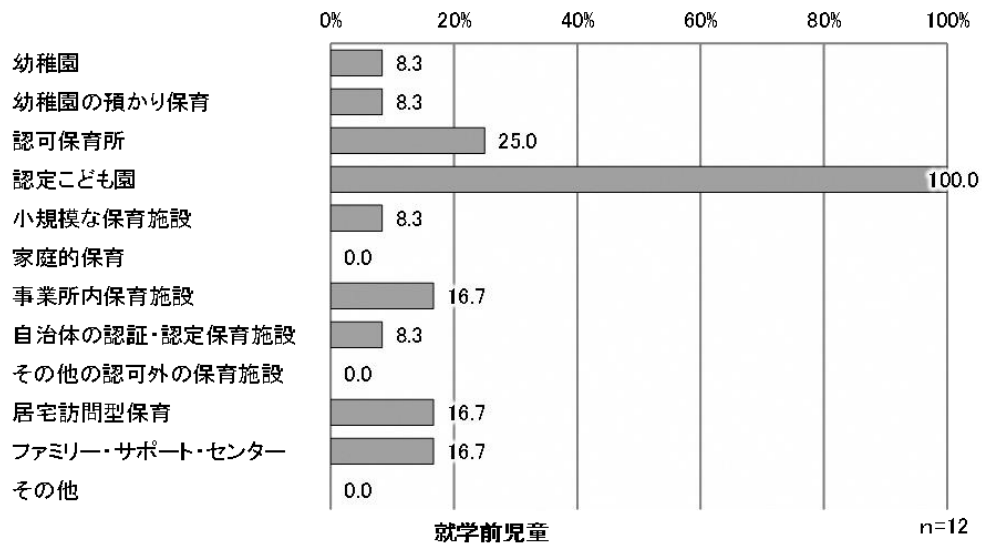


就学前児童

n=8

資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

■ 利用を希望する定期的な教育・保育事業



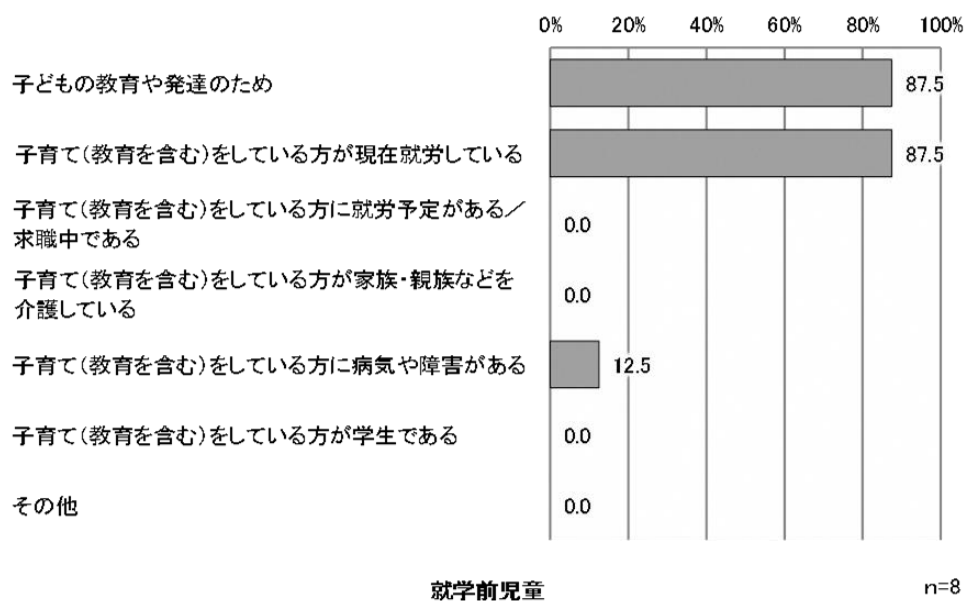
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

(2) 定期的な教育・保育事業の利用理由と未利用理由

平日に教育・保育事業を利用している理由は、「子どもの教育や発達のため」、「子育てをしている方が現在就労している」(各87.5%)の割合が最も高くなっています。

■ 平日に教育・保育事業を利用している理由

就学前児童

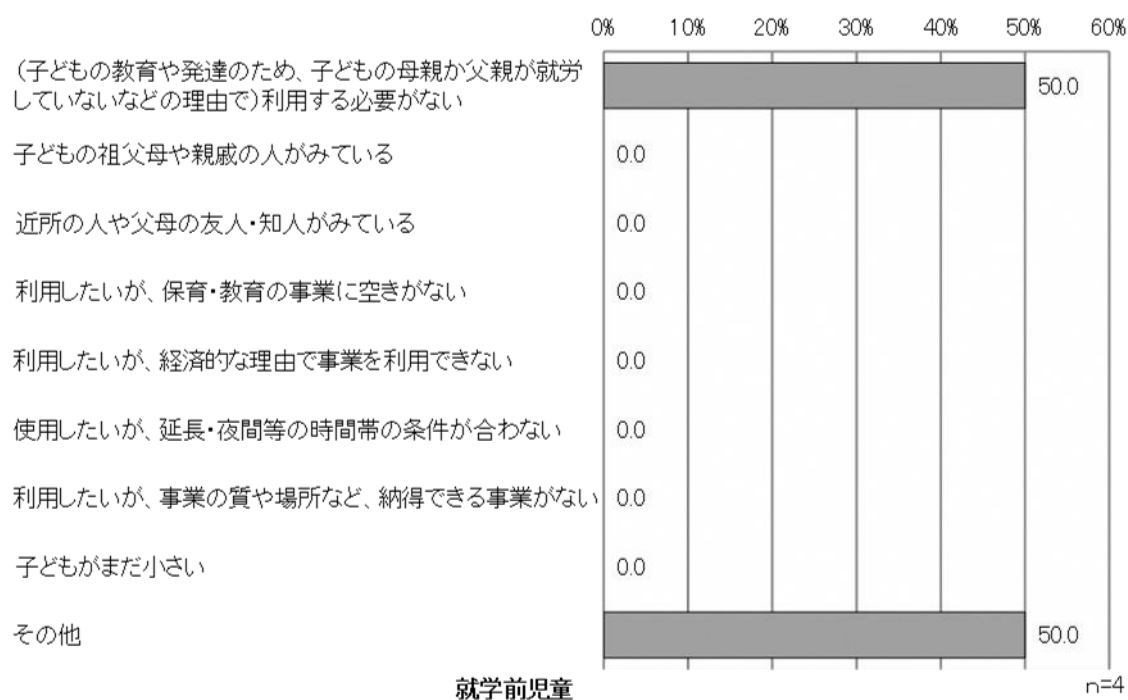


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

利用していない理由は、「利用する必要がある」、「その他」（各50.0%）となっています。

■ 教育・保育事業を利用していない理由

就学前児童



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

5 施策の進捗評価

今別町子ども・子育て支援事業計画は、8つの基本目標と26推進施策172事業により構成され、その結果として目標が達成できた41事業（23.8%）、推進できた58事業（33.7%）、実施中である20事業（11.6%）、実施したが見直しが必要となった0事業（0.0%）、未実施であった53事業（30.8%）という進捗評価となりました。

■ 第2期計画における施策の進捗評価

施策名	事業数	(A) 目標 達成	(B) 推進 できた	(C) 実施中 である	(D) 見直し 必要	(E) 未実施
計画全体	172	41	58	20	0	2
基本目標Ⅰ 地域における子育ての支援	39	9	9	5	0	16
(1) 地域における子育て支援サービスの充実	9	4	2	1	0	2
(2) 保育サービスの充実	8	0	3	0	0	5
(3) 子育て支援のネットワークづくり	2	1	0	0	0	1
(4) 児童の健全育成	20	4	4	4	0	8
基本目標Ⅱ 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進	29	23	2	1	0	3
(1) 子どもや母親の健康の確保	15	15	0	0	0	0
(2) 食育等の推進	5	4	1	0	0	0
(3) 思春期保健対策の充実	6	4	1	0	0	1
(4) 小児医療の充実	3	0	0	1	0	2
基本目標Ⅲ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	39	5	23	4	0	7
(1) 次代の親の育成	3	2	0	0	0	1
(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	21	1	17	2	0	1
1) 教育環境の充実	5	0	5	0	0	0
2) 豊かな心の育成	4	0	4	0	0	0
3) 健やかな体の育成	6	1	4	1	0	0
4) 信頼される学校づくり	4	0	4	0	0	0
5) 幼児教育の充実	2	0	0	1	0	1
(3) 家庭や地域の教育力の向上	8	0	4	2	0	2
1) 家庭教育への支援の充実	2	0	1	1	0	0
2) 地域の教育力の向上	6	0	3	1	0	2
(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	7	2	2	0	0	3

施策名	事業数	(A) 目標 達成	(B) 推進 できた	(C) 実施中 である	(D) 見直し 必要	(E) 未実施
基本目標Ⅳ 子育てを支援する生活環境の整備	11	1	5	4	0	1
(1)良質な住宅の確保	4	1	1	2	0	0
(2)安全な道路交通環境の整備	2	0	1	1	0	0
(3)安心して外出できる環境の整備	3	0	2	1	0	0
1)公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化	1	0	1	0	0	0
2)子育て世帯にやさしいトイレ等の整備	1	0	1	0	0	0
3)子育て世帯への情報提供	1	0	0	1	0	0
(4)安全・安心なまちづくりの推進等	2	0	1	0	0	1
基本目標Ⅴ 職業生活と家庭生活との両立の推進等	19	2	3	1	0	13
(1)多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等	10	1	1	1	0	7
(2)仕事と子育ての両立の推進と基盤整備	9	1	2	0	0	6
基本目標Ⅵ 子ども等の安全確保	8	0	4	1	0	3
(1)子どもの交通安全を確保するための活動の推進	3	0	2	0	0	1
1)交通安全教育の推進	2	0	2	0	0	0
(2)子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	4	0	2	0	0	2
(3)被害にあった子どもの保護の推進	1	0	0	1	0	0
基本目標Ⅶ 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	27	1	12	4	0	10
(1)児童虐待防止対策の充実	4	0	2	2	0	0
(2)母子家庭等の自立支援の推進	8	1	2	1	0	4
(3)障がい児施策の実施	15	0	8	1	0	6
基本目標Ⅷ 若者が地元で働き、結婚しやすい環境づくり	—	—	—	—	—	—
(1)多様な就労の場の確保と就労の支援	—	—	—	—	—	—
(2)行政、地域、企業等における結婚しやすい環境づくりの推進	—	—	—	—	—	—

6 本町における子育て支援に関わる課題

本計画の策定にあたっては、ニーズ調査の結果や「今別町第2期子ども・子育て支援事業計画」の施策進捗評価に基づき4つの課題をあげました。これらの課題を解決するための施策を優先的に推進します。

課題1 ニーズに対応した教育・保育施設の整備

平日の定期的な教育・保育事業を利用している保護者は66.7%、利用していない保護者は33.3%となっています。また母親の就労状況をみると、「フルタイムで就労している」と「パート・アルバイト等で就労している」を合わせた現在の就労割合は、就学前児童（75.0%）、小学生（80.0%）となっています。2018（平成30）年度の前回調査と比較すると、母親の就労割合は就学前児童で13.5ポイント、小学生で1.6ポイント低くなっています。

幼児教育・保育の無償化による利用の増加も見込んだ教育・保育事業の確保が必要となります。また保護者のニーズに合った教育・保育事業になるよう、環境整備、質の向上に努めていくことが必要です。

課題2 相談体制の充実

就学前児童保護者の8割以上が子育てに関して周囲の協力が得られていましたが、そのうち2割の保護者は祖父母等の親族にみてもらえるケースでも「時間的制約や精神的な負担が大きく心配である」と回答しています。また、日常的及び緊急時等に子どもを見てもらえる親類知人等が「いずれもいない」と回答した保護者は16.7%となっています。

子育てに関する相談者の状況のうち、気軽に相談できる相手が「いない／ない」と回答した保護者はいみせんですが、個々のニーズに対応した子育て支援の提供及び、公的な相談機関の周知徹底・普及、相談体制の整備について再検討する必要があります。

課題3 放課後子ども教室の充実

放課後の過ごし方について、「放課後子ども教室」に関する保護者の利用希望をみると、小学校低学年時の利用は就学前児童で16.7%、小学生で50.0%が希望しており、小学校高学年時の利用では、就学前児童で16.7%、小学生で40.0%となっています。

子どもの放課後の安全な過ごし方として、放課後子ども教室は一定の役割を担っています。今後も子どもの成長に繋がる事業として、保護者のニーズを反映しながら、よりよい事業内容への改善、環境・運営の整備を図り、さらに充実していくことが求められます。

課題4 ワーク・ライフ・バランスの啓発

就労者のうち育児休業制度を「取得した(取得中である)」と回答した母親は58.3%、父親は8.3%となっています。また、2018(平成30)年度の前回調査と比較すると、母親は31.4ポイント、父親は8.3ポイントの増加となっています。また、職場復帰時に「短時間勤務制度」を利用した母親は40.0%となっています。利用しなかった理由としては、「職場に取りにくい雰囲気があった」「給与が減額される」をあげています。

雇用及び経済面において、安心して出産・育児ができる職場環境の整備と公的支援制度の周知・普及を図るとともに、不安なく利用できる事業体制・運営となるよう改善をしていく必要があります。また、母親、父親ともに育児休業取得率の向上を目指し、育児に対する意識の改革や取得しやすい職場環境の整備を行う事で育児参加の促進を進める必要があります。

第3章

計画の基本的な考え方



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念等

少子高齢化が進む中で、子どもからお年寄りまですべての町民が生きがいを持ち、ともに助け合い、思いやりに満ち、安心してすこやかに暮らせる生涯現役社会を形成することが共通の願いです。

近年、人口急減・超高齢化社会へ向かうなか、子育ての環境も大きく変化しています。町民が希望どおりに働き、結婚・出産・子育てを実現できる環境を整えるとともに人々の意識と流れを変え、少子化と人口減少を抑えるためにも総合的な政策を推進することが重要です。すべての子どもがすこやかに成長できるよう、今期も第2期計画の基本理念を継承し、良質かつ適切な子ども・子育て支援を行い、子育て家庭の経済的負担の軽減に配慮した施策を推進します。

《基本理念》

すこやかで 生きがいのある まち

2 計画の基本目標

仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備等が一定程度進んだものの、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに対する不安や孤立感を感じている家庭は少なくありません。

このため、子どもの健やかな成長を促す家庭環境を整備するとともに、子どもと家庭を地域社会全体で支えていく取り組みが不可欠となります。さらに、地域社会の交流を通じて子育てコミュニティを形成し、子育てに喜びや楽しさを感じられる環境づくりが求められています。

本計画では、①地域における子育て支援の活性化、②福祉施策と教育施策の連携強化、③次世代を産む若い世代への支援、を重点課題と捉えて下記の基本目標を定めて施策の立案・検討を行いました。

《計画の基本目標》

基本目標Ⅰ 地域における子育ての支援

基本目標Ⅱ 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

基本目標Ⅲ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

基本目標Ⅳ 子育てを支援する生活環境の整備

基本目標Ⅴ 職業生活と家庭生活との両立の推進等

基本目標Ⅵ 子ども等の安全確保

基本目標Ⅶ 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

基本目標Ⅷ 若者が地元で働き、結婚しやすい環境づくり

3 施策の体系図

《基本理念》

《基本目標》

《推進施策》

すこやかで
生きがいのある
まち

基本目標Ⅰ
地域における子育ての支援

- (1) 地域における子育て支援サービスの充実
- (2) 保育サービスの充実
- (3) 子育て支援のネットワークづくり
- (4) 児童の健全育成

基本目標Ⅱ
母性並びに乳幼児等の
健康の確保及び増進

- (1) 妊産婦等への保健施策の推進
- (2) 乳幼児期における保健施策の推進
- (3) 学童期及び思春期における保健施策の推進
- (4) 周産期及び小児医療の充実

基本目標Ⅲ
子どもの心身の健やかな
成長に資する教育環境の
整備

- (1) 次代の親の育成
- (2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の
教育環境等の整備
- (3) 家庭や地域の教育力の向上
- (4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

基本目標Ⅳ
子育てを支援する
生活環境の整備

- (1) 良質な住宅の確保
- (2) 安全な道路交通環境の整備
- (3) 安心して外出できる環境の整備
- (4) 安全・安心なまちづくりの推進等

基本目標Ⅴ
職業生活と家庭生活との
両立の推進等

- (1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた
働き方の見直し等

基本目標Ⅵ
子ども等の安全確保

- (1) 子どもの交通安全を確保するための活動の
推進
- (2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動
の推進
- (3) 被害にあった子どもの保護の推進

基本目標Ⅶ
要保護児童への対応など
きめ細かな取り組みの推進

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) 母子家庭等の自立支援の推進
- (3) 障がい児施策の実施

基本目標Ⅷ
若者が地元で働き、
結婚しやすい環境づくり

- (1) 多様な就労の場の確保と就労の支援
- (2) 行政、地域、企業等における結婚しやすい
環境づくりの推進

第4章

子育てに関する施策の展開



第4章 子育てに関する施策の展開

2024（令和6）年5月に次世代育成支援対策推進法が改正され、計画期間が令和17年3月31日までに再延長され、次世代育成支援対策の推進・強化が図られます。次世代育成支援対策推進法が一部改正され計画期間が延長されたことを受け、これに基づく「行動計画策定指針」（以下「指針」という。）も改正されました。

本町ではこの指針に基づく行動計画を子ども・子育て支援事業計画（第一期計画）より一体的に策定し、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、職業生活と家庭生活との両立の推進等の次世代育成支援対策を総合的にきめ細かく取り組んでいます。今般、第2期計画の期間満了に伴い必要な見直しを2024（令和6）年度までに行い、2025（令和7）年度からの5か年を期間とする本計画においても必要な施策を盛り込みました。

また、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正や本町の現状と課題や今後の施策の方向性を踏まえた結果、必要な施策について追加・修正を行いました。

基本目標Ⅰ 地域における子育ての支援

現代社会では、核家族化や地域社会のつながりの希薄化、少子化が進んでおり、子育て家庭はさまざまな困難に直面しています。特に、祖父母や近隣の支援が得にくく、親が経済的な不安や孤立感を感じるが多くなっています。このような状況を改善し、親が健康でゆとりを持って子どもに向き合える環境をつくるのが、子どもの健やかな成長にとって重要です。

このため、共働き家庭をはじめ、ひとり親家庭等を含めたすべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実が求められています。

施策の展開

推進施策（１）地域における子育て支援サービスの充実

- すべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ることが必要です。
- 子ども・子育て支援事業が着実に実施できるよう、情報の提供、相談支援の充実に努めます。
- これらの取り組みに際しては、保護者が障がいを持つ家庭等についても適切に子育て支援サービスが提供されるよう、きめ細かな配慮を行います。

事業名	内容	第２期 評価	担当課
保健指導・訪問	子育て家庭への保健師等による保健指導、訪問。	A	町民福祉課
町内ふれあい交流活動	町内老人クラブ活動の中で、世代間交流等のサロン活動を支援。 長期休暇（夏休み等）における児童の見守り活動を支援。	C	社会福祉協議会 町連合PTA 教育委員会
子育て相談	子育てに関する悩み等の相談。	A	町民福祉課 教育委員会
子ども生活相談の充実	家庭における児童の健全育成を図る育児相談及び指導。	B	町民福祉課 教育委員会
放課後子ども教室	放課後に保護者のいない家庭の小学校児童に対する学校の専用施設等における健全育成事業。	A	教育委員会
休日保育事業の推進	休日に仕事を持っている保護者に対して、日曜日及び祝日に認定こども園を開所する事業。	E	町民福祉課
地域子育て支援センター事業	子育て家庭に対して、育児相談や子育てサークル支援等を地域ごとに行う事業。	A	町民福祉課
子育て相談（認定こども園）の充実	認定こども園において、子育て相談や情報を提供する事業、専用相談室の設置。	B	町民福祉課

※「第2期評価」の記号は、第2期計画の実施においてA＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施、を意味しています。

推進施策（２）保育サービスの充実

- 保育サービスについては、子どもの最善の利益を第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえたサービスの提供体制の整備が必要です。
- 延長保育等の多様な保育需要に応じて、広く町民が利用しやすい保育サービスを提供します。
- 保育サービスの利用者による選択や質の向上に資する観点から、保育サービスに関する積極的な情報提供を行います。

事業名	内容	第２期 評価	担当課
教育・保育事業の推進	受け入れ体制の整備。	B	町民福祉課
乳児保育事業の推進	産前産後休業や育児休業終了後の就労に対応するための０歳児からの保育事業。	A	町民福祉課
障がい児保育事業の推進	軽・中程度の集団保育が可能な障がい児を受け入れた保育事業。	E	町民福祉課
認定こども園地域活動事業の推進	認定こども園の有する専門機能を活用した世代間交流や異年齢児交流等の事業。	B	町民福祉課
延長保育事業の推進	認定こども園の通常の開所時間外の保育ニーズへの対応を図る保育事業。	E	町民福祉課

※「第２期評価」の記号は、第２期計画の実施においてA＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施、を意味しています。

推進施策（３）子育て支援のネットワークづくり

- 子育て家庭に対しては、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービス等のネットワークを整備します。
- 各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう、子育てマップや子育てガイドブックの作成・配布等による情報提供を行います。
- 地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発等を進めます。

事業名	内容	第２期 評価	担当課
少子化対策・子育て支援総合ガイドブックの作成	子育て支援情報を総合的にまとめた子育て支援マップや子育てガイドブックの作成。	A	町民福祉課
少子化対策・子育て支援ネットワーク会議の開催	地域において子育て支援を行っている各団体との連携。	E	町民福祉課

※「第２期評価」の記号は、第２期計画の実施においてA＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施、を意味しています。

推進施策（４）児童の健全育成

○子どもは身体的・精神的に急速に成長する時期であり、この時期に自己肯定感や社会性、道徳性を育むことが重要です。

○学童期においては、安全で安心な環境の中で小さな失敗を経験しながら課題に取り組むことで、成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができます。これらを踏まえ、質の高い教育環境を整え、すべての子どもが安心して学べる場を提供するとともに、学校は単に学ぶ場所ではなく、子どもが他者と関わりながら成長する重要な場所であるため、安全・安心な居場所を提供することも大切です。

○地域との連携を強化し、スポーツや文化芸術活動への参加を促進することで、子どもたちが多様な経験を通じて成長できるよう支援します。

○児童の健全育成を図る上で、公民館、学校等の社会資源及び主任児童委員、児童委員、子育てサークル、地域ボランティア、子ども会、町内会等を活用した取り組みを進めていきます。

事業名	内容	第２期 評価	担当課
スポーツ協会が行うジュニアスポーツ活動の支援	スポーツ活動を通し心身ともに健康な体力づくりを目的としたジュニアスポーツ活動への支援。	E	教育委員会
高齢者と子どもの交流イベントの開催	老人クラブ等との連携による世代間交流事業。	C	町民福祉課 社会福祉協議会
児童手当の支給	「児童手当法」に基づく手当の支給。	A	町民福祉課
就学援助費の支給	「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」に基づく援助。	B	教育委員会
スポーツスクール・教室の開催	スポーツ活動を通し心身ともに健康な体力づくりを目的としたスポーツスクール・教室の開催。	B	教育委員会
健全育成に関する啓発	青少年の健全育成に関する啓発紙の配布。	B	総務企画課
有害図書立入調査の実施	自動販売機、コンビニエンスストア等への巡回調査。	A	総務企画課
青少年補導委員研修会の開催	関係機関と連携を図った研修会の開催。	A	総務企画課
読み聞かせボランティア養成講座の開催	未経験者を対象とした外部講師によるボランティア養成講座。	C	教育委員会
読み聞かせボランティア研修の開催	読み聞かせボランティアの経験者を対象とした図書館司書による講座。	C	教育委員会
学校読み聞かせボランティアの育成と研修	学校等で読み聞かせボランティアをしているグループ単位で図書館司書による講座。	C	教育委員会
小学校、認定こども園、子育てサークル等での読み聞かせの充実	保育士・教諭・図書館司書・ボランティアグループによる読み聞かせの定例的な開催。	B	町民福祉課 教育委員会
ブックスタート事業	乳児健診時に赤ちゃんとのふれあい、ことばと心を通わす時間を持つことを目的として絵本の手渡し。	A	教育委員会

※「第２期評価」の記号は、第２期計画の実施においてA＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施、を意味しています。

基本目標Ⅱ 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

母性並びに乳幼児等の健康の確保・増進を図る観点から、保健、医療、福祉や教育の分野間の連携を図りつつ、地域における母子保健施策等の充実が求められています。

不妊や予期せぬ妊娠、基礎疾患を持つ方等を支援するために、妊娠・出産・産後ケアの支援体制を強化するとともに成育医療の総合的な推進、小児医療の充実、周産期医療の強化を目指します。また、親だけでなく、社会全体で子育てを支援するまちづくりをすすめ、その周知に努めます。慢性疾病や難病を抱える子ども・若者への医療費助成や自立支援を強化していきます

乳幼児の健康管理を強化し、早期の発育・発達のサポートを行い、健診等の機会を通じて悩みを早期に発見し、必要な支援につなげます。

施策の展開

推進施策（１）妊産婦等への保健施策の推進

- 妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図ります。
- 親の育児不安の解消等を図るため、妊婦包括相談支援事業等での面談を実施するとともに、児童虐待予防の観点を含め、妊娠期から継続した支援体制を整備します。
- 子どもの幸せな成長を支えるため、妊娠期から幼児期までの支援を強化するために妊娠・出産・育児に関する情報提供と相談体制を整え、妊産婦健診等の費用の助成や産後ケアの支援を充実させます。
- こども家庭センターを設置し、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関との連絡調整をするなどして、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供します。
- 産後ケア事業を実施し、産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てができる支援体制の充実を図ります。
- 悩みを抱える妊産婦等を早期に発見し相談支援につなげることはもとより、児童虐待の予防や早期発見に資するよう、若年妊婦や特定妊婦*の把握及び支援、妊産婦健診の未受診者への受診勧奨等を推進します。
- 妊産婦の望ましい食生活の実現に向けて、各種指針やガイドライン等を活用した栄養指導の実施等、健康づくりに向けた取組を推進します。

事業名	内容	第2期 評価	担当課
こども家庭センターの設置	母子保健事業や子育て支援サービスを必要とする妊産婦や子ども、子育て世帯に確実に支援を届けるため、支援メニューの体系的なマネジメントを行う「サポートプラン」を作成し、支援する。	—	町民福祉課

* 出産後の療育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦をいう（児童福祉法6条の3第5項）

事業名	内容	第2期 評価	担当課
妊婦等包括相談支援事業	すべての妊婦や子育て家庭を対象に、出産・育児の見通しを立てるための面談を実施し、必要なサービスの紹介等情報提供を行う。面談は、妊娠届出時、出産前、出産後の適切な時期に実施する。	—	町民福祉課
母子健康手帳の交付と妊婦保健指導	妊娠・出産・育児まで、一貫した健康状態等を記録する母子健康手帳の交付及び保健サービスの情報提供と妊婦保健指導。	A	町民福祉課
妊産婦一般健康診査（委託）	妊産婦を対象とした医療機関における健康診査。	A	町民福祉課
妊産婦保健指導	妊産婦の健康づくりを主とした食生活の啓発。	A	町民福祉課
産婦訪問指導	産後28日以内に保健師等が訪問し、産後の心身の体調管理を行う。	—	町民福祉課
産後うつスクリーニング	産後うつスクリーニング検査を実施し産後うつの早期発見、育児支援を行う。	—	町民福祉課
産後ケア事業	出産後に委託先の助産師が自宅を訪問し、母乳育児等の相談・支援を行う。	—	町民福祉課
妊産婦の歯科健診（委託）	妊産婦を対象とした歯科医院における歯科健診。	—	町民福祉課

※「第2期評価」の記号は、第2期計画の実施においてA＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施、を意味しています。

推進施策（2）乳幼児期における保健施策の推進

- 乳幼児の発育及び健康の維持・増進や、疾病の予防の観点から、乳幼児健診を推進するとともに学童期及び思春期までの切れ目ない健診等の実施体制の整備に向けた検討を行います。
- 悩みを抱える保護者等を早期に発見し相談支援につなげることはもとより、児童虐待の予防や早期発見に資するよう、乳幼児健診の未受診者及び受診後の経過観察、精密健康診査、処置又は医療等が必要な者の早期の把握及び支援を推進します。
- 乳幼児期は成長や発達が著しく、生涯にわたる健康づくりの基盤となる重要な時期であることから、乳幼児及び保護者に対する栄養指導の実施を推進します。
- 朝食欠食等の食習慣の乱れや、思春期やせに見られるような心と身体の問題が子どもたちに生じている現状では、乳幼児期から正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図ることが必要です。
- 乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、食事づくり等の体験活動や子ども参加型の取り組みを進めます。
- 哺乳、離乳食、普通食へと成長と共に変化する食形態に合わせた、咀嚼と嚥下の機能の発育のための口腔機能の向上を図ります。

事業名	内容	第2期 評価	担当課
新生児訪問	生後28日までの新生児の家庭を訪問し、身体測定や発達チェック・相談等を行う。	A	町民福祉課
乳幼児相談の充実	乳幼児とその親を対象とした子育て相談。	A	町民福祉課
乳幼児訪問指導の充実	育児相談や保健指導が必要と思われる乳幼児やその親を対象とした訪問指導。	A	町民福祉課
乳児一般健康診査	乳児を対象とした健康診査。	A	町民福祉課
1歳6か月児健康診査	1歳6か月～2歳未満の幼児を対象とした集団健康診査。	A	町民福祉課
2歳児健康診査	2歳3か月～3歳未満の幼児を対象とした集団健康診査。	A	町民福祉課
3歳児健康診査	3歳3か月～4歳未満の幼児を対象とした集団健康診査。	A	町民福祉課
1歳6か月児、2歳児、3歳児の歯科保健指導	1歳6か月児・2歳児・3歳児と保護者を対象としたう歯予防に関する歯科検診と歯科保健指導。	A	町民福祉課
こども園の虫歯予防教室	園児と保護者を対象としたう歯予防に関する講話とブラッシング指導。	A	町民福祉課
フッ素化物歯面塗布	1歳6か月～就学前の幼児を対象として、フッ素化物歯面塗布と歯科保健指導。	A	町民福祉課
離乳食指導	離乳食のすすめ方の啓発。	A	町民福祉課
乳幼児に対する栄養指導	望ましい食習慣の啓発。	A	町民福祉課
こども園における食育教育	食生活、生活リズムの大切さの啓発とう歯予防の食習慣の啓発。	A	町民福祉課
事故防止の啓発	発達段階にあわせた事故防止情報の提供と啓発。	A	町民福祉課
乳幼児医療費の支給	乳幼児を対象とした医療費の支給。	A	町民福祉課
予防接種	「予防接種法」に基づく定期予防接種。	A	町民福祉課
子育てサロン	未就学児とその保護者及び妊婦を対象とした遊びの広場や個別相談等を実施。	A	町民福祉課

※「第2期評価」の記号は、第2期計画の実施においてA＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施、を意味しています。

推進施策（３）学童期及び思春期における保健施策の推進

○思春期においては、性的な成熟と共に心身に大きな変化が起こり、自己のアイデンティティを確立する時期であり、社会との関わりを通じて自分の価値や役割を考え、自己肯定感を高める支援が求められます。

○学童及び思春期を通し、生涯の健康づくりに資する栄養・食生活や運動等の生活習慣の形成のための健康教育を推進します。また、しっかりと噛んで食べることができるよう、健全な口腔機能の保持・増進を図ります。

○思春期の人工妊娠中絶、性感染症の問題に対応するため、学校や保健所等において、健康教育や電話相談等を行うなど、性に関する科学的知識の普及を図ります。

○喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題に係る専門家の相談体制の充実等を進めます。

事業名	内容	第２期 評価	担当課
助産師による「いのちのお話出前講座」の実施	小学４年生及び５年生を対象とした、助産師による「いのちのお話出前講座」の実施。	A	町民福祉課 教育委員会
思春期健康教育の推進	思春期の健康問題についての正しい知識の普及・啓発（中学生を対象とした思春期教室の開催）。	A	町民福祉課 教育委員会
思春期保健相談の推進	思春期の健康に関する電話相談及び専用相談窓口の周知。	E	教育委員会
食育教室の実施	小学生・中学生を対象とした望ましい食習慣の啓発。	A	町民福祉課 教育委員会
歯科保健対策の推進	小学生・中学生を対象とした、歯科衛生士による歯科保健指導の実施。	A	町民福祉課
フッ化物洗口の実施	小学校・中学校において、フッ化物洗口を実施。	—	教育委員会
喫煙防止対策の推進	各学校を通じて飲酒、喫煙、薬物乱用を防止するための教育を充実する。	A	町民福祉課
薬物乱用防止教育の推進		B	教育委員会
飲酒防止対策の推進		A	町民福祉課

※「第２期評価」の記号は、第２期計画の実施においてA＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施、を意味しています。

推進施策（４）周産期及び小児医療の充実

○周産期及び小児医療体制は、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであることから、周産期及び小児医療の充実・確保に努めます。

○小児医療体制を充実させ、子どもがいつでも安心して医療を受けられるように、小児医療体制を強化し、保健・医療・福祉の連携を深めます。

事業名	内容	第２期 評価	担当課
周産期医療の強化	妊娠・分娩時の突発的な緊急事態に対応するため、周産期医療体制の確保が求められており、搬送体制なども含め県や医療機関等の関係機関との連携強化に努める。	—	町民福祉課
小児医療の充実	小児医療体制は、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであり、総合的な体制整備が求められていることから、県や近隣市及び関係機関との連携に努める。	—	町民福祉課
情報提供体制の充実	小冊子の作成やホームページの設置等、小児医療に関する情報提供体制の充実を図る。	C	町民福祉課

※「第２期評価」の記号は、第２期計画の実施においてA＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施、を意味しています。

基本目標Ⅲ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

出生から青年期まで、子どもの発達段階に応じて、子育て支援サービスに対するニーズは大きく異なっており、年齢に対応したきめ細やかな施策の推進が求められています。

〇歳児をはじめ乳幼児期は、人に対する基本的信頼関係を形成する大事な時期です。3歳以降では、社会性やコミュニケーション能力の向上等が求められます。小学校就学後には、子どもたちが年齢の枠を超えてたくましく成長できる安全・安心な環境の確保が必要となります。思春期以降では、教育関係機関と連携を図りつつ、性に関する正しい知識の普及等を進めることが必要となります。

施策の展開

推進施策（１）次代の親の育成

〇男女が協力して家庭を築くことや、子どもを産み育てることの意義に関する教育・広報・啓発については、各分野が連携しつつ効果的な取り組みを行います。

〇家庭を築き、子どもを産み育てたいと思う男女が、その希望を実現することができるようにするため、地域社会の環境整備を進めます。

事業名	内容	第2期 評価	担当課
ボランティア保育体験の実施	中学生が体験学習として認定こども園で保育を体験。	E	教育委員会 町民福祉課
「いのちのお話」出前講座	【再掲】	A	町民福祉課
思春期健康教育の推進	【再掲】	A	町民福祉課 教育委員会

※「第2期評価」の記号は、第2期計画の実施においてA＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施、を意味しています。

推進施策（２）子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

① 教育環境の充実

〇子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等まで含めた確かな学力を身に付けさせることが重要です。このため、子ども・学校や地域の実態を踏まえて創意工夫し、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実、外部人材の協力による学校の活性化等の取り組みを推進します。

事業名	内容	第2期 評価	担当課
英語指導助手（ALT）の活用	英語指導助手（ALT）の小学校への派遣及び認定こども園への派遣。	B	教育委員会
基礎を理解する指導計画の改善・充実	基礎・基本の確実な定着のための指導方法の工夫・改善と評価基準の見直し。	B	教育委員会
個々に応じた多様な指導方法の充実	習熟度別学習や少人数指導等の積極的な取入れと個々に応じたきめ細かな指導。	B	教育委員会
外部人材の活用	小・中学校の活性化を図るため外部人材の積極的な活用。	B	教育委員会
道德教育の時間の確保	道德の時間の確保や心のノートの効果的活用。	B	教育委員会

※「第2期評価」の記号は、第2期計画の実施においてA＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施、を意味しています。

② 豊かな心の育成

○子どもは身体的・精神的に急速に成長する時期であり、この時期に自己肯定感や社会性、道徳性を育むことが重要です。

○学童期においては、安全で安心な環境の中で小さな失敗を経験しながら課題に取り組むことで、成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができます。

○いじめ防止については、学校と地域が連携し、いじめの認知と早期対応を徹底し、近年問題となっているネットいじめへの対応も強化し、すべての子どもが他者の大切さを認め合い、思いやりを持てるような教育を推進します。

○不登校の支援についてもスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家と連携して支援体制を整えます。

事業名	内容	第2期 評価	担当課
多様な体験活動の機会の充実	自然に親しみ、情操や社会性を醸成する体験活動の推進。	B	教育委員会
教育相談体制の充実	来所による定期的な個別の面接相談。 電話による相談。 学校訪問相談員を活用した学校との情報交換。 適応指導教室における支援事業。 不登校児童生徒の家庭への指導員の定期的な訪問。 スクールカウンセラーの活用。	B	教育委員会
道德教育の時間の確保	【再掲】	B	教育委員会
社会人活用事業の実施	地域の人材や素材等の授業への活用と地域との交流を推進する事業。	B	教育委員会

※「第2期評価」の記号は、第2期計画の実施においてA＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施、を意味しています。

③ 健やかな体の育成

○子どもの体力が低下傾向にあり、生活習慣の乱れや肥満の増加等の現代的課題が指摘されている現状を踏まえ、子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲や能力を育成するため、優れた指導者の育成や確保、指導方法の工夫及び改善等を進め、体育の授業を充実します。

○子どもが自主的に様々なスポーツに親しむことができる運動部活動についても、外部指導者の活用や地域との連携により改善し、また充実させるなど、学校におけるスポーツ環境の充実を図ります。

○生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣等を子どもに身に付けさせるための健康教育を推進します。

事業名	内容	第2期 評価	担当課
体育授業の充実	指導計画・指導方法の工夫。	B	教育委員会
運動部活動の支援	外部指導者の導入等による運動部活動の充実。	B	教育委員会
健康教育（保健）	関係機関・団体との連携等による指導の充実。	B	教育委員会
歯科保健対策の推進	【再掲】	A	町民福祉課
小児生活習慣病予防健康診断事業の推進	肥満等により指導が必要な児童に対する生活習慣病予防のための指導。	C	教育委員会
健やかな体の育成・食育の充実	給食を通して、栄養の知識や食の大切さの指導。 地産地消を推進しながら食育を実施。	B	教育委員会

※「第2期評価」の記号は、第2期計画の実施においてA＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施、を意味しています。

④ 信頼される学校づくり

○学校評議員体制を活用し、地域及び家庭と学校が連携・協力することで、地域に根ざした特色ある学校づくりを進めます。

○また、指導力不足教員に対して厳格に対応するとともに、教員一人ひとりの能力や実績等を適正に評価し、それを配置、処遇、研修等に適切に結び付けていきます。

○子どもに安全で豊かな学校環境を提供するために、学校施設の整備を適切に行います。

○学校においては、児童生徒が安心して教育を受けることができるよう、家庭や地域の関係機関・関係団体とも連携しながら、安全管理に関する取り組みを継続的行います。

事業名	内容	第2期 評価	担当課
開かれた学校づくり	学校評議委員制度の活用。	B	教育委員会
信頼される学校づくり	活動への補助及び行事への協力。	B	教育委員会
各小中学校PTA連絡協議会への支援	町PTAの活動に対して補助。	B	教育委員会
社会人活用事業の実施	【再掲】	B	教育委員会

※「第2期評価」の記号は、第2期計画の実施においてA＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施、を意味しています。

⑤ 幼児教育の充実

○幼児保育の充実のため、幼児保育についての情報提供を進め、幼児期の成長の様子や大人の関わり方について保護者や地域住民等の理解を深めていきます。

○認定こども園と小学校との連携の推進等を図っていきます。

事業名	内容	第2期 評価	担当課
障がい児保育事業の推進	【再掲】	E	町民福祉課
認定こども園と小学校の連携	認定こども園から小学校への円滑な移行のための連携強化。	C	町民福祉課

※「第2期評価」の記号は、第2期計画の実施においてA＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施、を意味しています。

推進施策（3）家庭や地域の教育力の向上

① 家庭教育への支援の充実

○家庭教育は、すべての教育の出発点であり、基本的倫理観や社会的なマナー、自制心、自立心等を育成する上で重要な役割を果たすものです。

○育児不安や児童虐待の背景として、近年の核家族化、少子化、地域における地縁的なつながりの希薄化等に伴う家庭の教育力の低下が指摘されていることを踏まえ、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行います。

事業名	内容	第2期 評価	担当課
子育て相談の充実	子育て相談、情報の提供。	C	町民福祉課
子育て家庭教育に関する学習機会の充実	公民館等における幼稚園・小学校等と連携した子育て支援や家庭教育に関する講座・教室の開催。	B	教育委員会

※「第2期評価」の記号は、第2期計画の実施においてA＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施、を意味しています。

② 地域の教育力の向上

○子どもが、自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する力、他人を思いやる心や感動する心等の豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を備えた生きる力を、学校、家庭及び地域が相互に連携しつつ社会全体で育てていくことが必要です。

○地域住民や関係機関等の協力のもと、森林等の豊かな自然環境等、地域における教育資源を活用した子どもの多様な体験活動の機会の充実、世代間交流の推進等により、地域の教育力を向上させます。

○地域における子育てに関連した様々な活動に学校の教職員が自主的に参加するよう働きかけます。

事業名	内容	第2期 評価	担当課
親子で参加できるイベントの開催	親子で参加できる各種体験活動の推進。	C	教育委員会
地域活動の機会の充実	地域や関係機関等の協力による地域活動促進。	E	教育委員会
ジュニアスポーツ活動の支援	スポーツ活動を通じた心身ともに健康な体力づくりを目的としたジュニアスポーツ活動への支援。	B	教育委員会
自然体験講座の開催	森林や河川等の自然に子どもがふれあい、自然を体験するための講座を開催。	E	教育委員会
スポーツスクール・教室の開催	【再掲】	B	教育委員会
託児つき講座の開催	就学前の子どもをもつ親が参加しやすいよう託児つきの講座の開催。	B	教育委員会

※「第2期評価」の記号は、第2期計画の実施においてA＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施、を意味しています。

推進施策（４）子どもを取り巻く有害環境対策の推進

○インターネットの利用が低年齢化する中、情報リテラシー教育やフィルタリングの活用を推進し、有害情報や犯罪被害から守るための啓発活動を行います。

○性犯罪や性暴力、事故、災害から守るため、安全教育や防犯対策を強化し、社会全体で子どもの成長を見守る環境づくりに努めます。

事業名	内容	第２期 評価	担当課
青少年相談事業の充実	関係機関との連携の強化。	E	総務企画課
健全育成に関する啓発	【再掲】	B	総務企画課
街頭補導活動の推進	青少年健全推進員、防犯連絡員等による問題行動の早期発見及び未然防止。	E	総務企画課
有害図書立入調査の実施	【再掲】	A	総務企画課
青少年補導委員研修会の開催	【再掲】	A	総務企画課
地域ぐるみ青少年健全育成活動の推進	関係機関の連携を図り、地域での青少年育成活動を推進する事業。	E	総務企画課
インターネットの適正利用の啓発	インターネットにおける正しい知識やモラル、出会い系サイトやアダルトサイト等による犯罪防止及び被害防止のための啓発事業。	B	総務企画課

※「第２期評価」の記号は、第２期計画の実施においてA＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施、を意味しています。

基本目標Ⅳ 子育てを支援する生活環境の整備

子育てをしている家庭や子育てを担う世代を中心に、広くゆとりのある居住空間を確保し、1人でも多くの子どもが育てられる環境が求められています。

また、子どもの視点に立った安全な道路の整備、安心して親子が外出できる環境の整備、さらには子どもが犯罪にあわないようなまちづくりを地域で推進する必要があります。

施策の展開

推進施策（１）良質な住宅の確保

○子育てを担う若い世代を中心に、広くゆとりある住宅を確保することができるよう、良質なファミリー向け賃貸住宅の供給を支援するなどの取り組みを推進します。

○公共賃貸住宅は、子育て期にある多子世帯等がゆとりある住宅に入居できるよう、優先入居についての検討を行います。また、地域の実情等を踏まえつつ、認定こども園等の子育て支援施設の一体的な整備を検討します。

○さらに、町民に身近な役場として、持家又は借家を含め、広くゆとりある住宅の確保に資する情報提供等を進めます。

事業名	内容	第2期 評価	担当課
計画的な公営住宅の建て替え	町営住宅の建て替えを促進する。	A	産業建設課
持家取得・賃貸住宅供給の促進	公的融資制度の充実。	B	総務企画課
宅地供給の促進	基盤整備のための区画整理事業の推進や市街化区域内の宅地化の促進と民間の秩序ある宅地開発の誘導。	C	総務企画課
公共賃貸住宅等の整備	公営住宅等の整備。	C	産業建設課

※「第2期評価」の記号は、第2期計画の実施においてA＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施、を意味しています。

推進施策（２）安全な道路交通環境の整備

○子ども、子ども連れの親等が安全・安心して通行することができる道路交通環境を整備します。

事業名	内容	第2期 評価	担当課
地域の道路の整備	道路・歩道の整備。	C	産業建設課
交通安全施設の整備	通学路整備・交差点改良整備・道路照明灯設置。 防護柵・道路反射鏡。 信号の設置要望。	B	総務企画課

※「第2期評価」の記号は、第2期計画の実施においてA＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施、を意味しています。

推進施策（３）安心して外出できる環境の整備

① 公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化

○妊産婦、乳幼児連れの者等すべての人が安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、段差の解消等のためのバリアフリー化を推進します。

② 子育て世帯にやさしいトイレ等の整備

○公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の設置など、子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備や商店街の空き店舗等を活用した託児施設等の場の整備を推進します。

③ 子育て世帯への情報提供

○「子育てバリアフリー」マップの作成・配布や、各種のバリアフリー施設の整備状況等、子育て世帯へのバリアフリー情報の提供を推進します。

事業名	内容	第２期 評価	担当課
公共交通機関のバリアフリー化	ノンステップバスの導入促進。	B	総務企画課
建築物のバリアフリー化	建築物における段差の解消、スロープの設置等。	B	総務企画課 産業建設課 教育委員会
インターネットによるバリアフリー情報の提供	インターネットにおいて、町内の公共施設や公共交通機関等のバリアフリー情報を提供する。	C	総務企画課

※「第２期評価」の記号は、第２期計画の実施においてA＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施、を意味しています。

推進施策（４）安全・安心なまちづくりの推進等

○通学路や公園等における防犯灯、緊急通報装置等の防犯設備の整備を推進します。

○道路、公園、駐車・駐輪場及び公衆トイレ並びに共同住宅の構造・設備の改善、防犯設備の整備を推進します。また、これらの必要性に関する広報啓発活動を実施します。

○侵入による犯罪の防止を図るため、関係機関・団体と連携して、防犯性能の高いドア、窓、シャッターなどの建物部品や優良防犯機器の普及促進を図ります。

事業名	内容	第２期 評価	担当課
防犯灯の設置	町内各所に防犯灯を設置。	B	総務企画課
防犯グッズの周知啓発	広報等により各種防犯グッズの啓発。	E	総務企画課

※「第２期評価」の記号は、第２期計画の実施においてA＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施、を意味しています。

基本目標Ⅴ 職業生活と家庭生活との両立の推進等

共働き・共育ての社会を実現するために、夫婦が協力して子育てできる環境づくりを働きかけ、ワーク・ライフ・バランスの意識の醸成をすすめ、男性も育児休業を利用できるようにする等、働き方改革の周知を行っていきます。

施策の展開

推進施策（１）多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

○男女共同参画社会づくりを推進する男女共同参画社会の必要性の啓発を行い、男女が等しく社会で活躍し、仕事と子育てを両立できる環境づくりを進めています。

○地域全体で、子育てを進めていくためには、家庭だけでなく、地域住民、事業所等の協力も必要となるため、ワーク・ライフ・バランスのとれた仕事と生活、子育てを両立できる働き方の普及を図っています。

事業名	内容	第２期 評価	担当課
ハローワーク等関係機関との連携	関係機関と連携した雇用及び労働条件の改善。	C	町民福祉課
男女共同参画社会の必要性の啓発	男女共同参画社会の必要性を啓発するとともに女性が仕事をしながら子育てをすることへの理解と支援の必要性の啓発。	B	総務企画課
放課後子ども教室	【再掲】	A	教育委員会

※「第2期評価」の記号は、第2期計画の実施においてA＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施、を意味しています。

基本目標Ⅵ 子ども等の安全確保

学校への登下校時や放課後など、子どもたちを被害対象とした事件は後を絶ちません。

子どもの安全を守るのは“大人の責任”です。小学校に通う子どもたちは体力、判断力ともまだ未成熟であるため、子どもたちの危機意識を高めるための教育と、周囲の大人が責任を持って子どもたちを守ろうという姿勢が大変重要になります。

施策の展開

推進施策（１）子どもの交通安全を確保するための活動の推進

① 交通安全教育の推進

○子ども及び子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）に基づき段階的かつ体系的に行います。

○地域の実情に即した交通安全教育を推進するため、交通安全教育にあたる職員の指導力の向上や、地域における民間の指導者を育成します。

事業名	内容	第2期評価	担当課
交通安全広報活動の推進	地域や関係機関が連携した街頭キャンペーン等の実施。	B	総務企画課
交通事故・事故防止情報の提供	子どもを交通事故の被害から守るための情報提供。	B	総務企画課

※「第2期評価」の記号は、第2期計画の実施においてA＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施、を意味しています。

推進施策（２）子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

○子どもを犯罪等の被害から守るため、学校付近や通学路等においてPTA等の学校関係者や防犯ボランティア等と連携したパトロール活動を推進します。

○子どもが犯罪の被害にあわないようにするための防犯講習を実施します。

○犯罪・被害情報の提供は廃止しました。

事業名	内容	第2期評価	担当課
地域安全広報活動の推進	地域や関係機関が連携した街頭キャンペーン等の実施。	E	総務企画課
防犯灯設置への支援	町内会への防犯灯設置補助の継続。	B	総務企画課
パトロール活動の推進	地域と関係機関が連携したパトロール活動の実施。 老人クラブを母体とし、散歩がてら公園や街路にいる子どもたちに声をかける。	B	総務企画課 社会福祉協議会
地域安全教育の促進	公民館等での地域安全教室の開催。 幼児・児童の保護者への地域安全教室の開催。	E	総務企画課

※「第2期評価」の記号は、第2期計画の実施においてA＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施、を意味しています。

推進施策（３）被害にあった子どもの保護の推進

○犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等、学校等の関係機関と連携したきめ細かな支援を実施します。

事業名	内容	第２期 評価	担当課
相談体制の整備の検討	関係機関と連携したきめ細かな相談体制の整備の検討。	C	町民福祉課

※「第2期評価」の記号は、第2期計画の実施においてA＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施、を意味しています。

基本目標Ⅶ 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

虐待は子どもに対する重大な権利侵害であり、その防止に向けては社会全体で取り組むべき課題です。その取り組みの推進にあたっては、常に「子どもの最善の利益」への配慮を基本として、児童虐待を予防し、発見から再発防止、さらには社会的自立に至るまで、対象の親子に対し用意することが求められています。

また、障がい児のいる家庭においてもは教育的支援や相談支援、適切な情報の周知などの総合的な支援策が求められています。

施策の展開

推進施策（１）児童虐待防止対策の充実

○児童虐待は許されない行為であり、子どもの心身に深い傷を残します。一方で、虐待の背景には親自身の困難がある場合も多く、親への支援を社会全体で提供することで虐待の防止を図ります。

○虐待相談の増加や子育てに困難を抱える家庭が増えている現状を踏まえ、こども家庭センターの設置や家庭支援、居場所支援の推進、地域ネットワークの活用により包括的な支援体制の強化を図ります。また、ヤングケアラーについては、早期発見と支援につなげるため、関係機関の連携強化に努めます。

○虐待防止ネットワークは、予防から自立支援に至るまですべての段階で有効であり、関係行政機関のみならず、様々な関係機関や団体等も含めた幅広い参加と、単なる情報連絡の場にとどまらず、個々のケースの解決につながるような取り組みが期待されています。

事業名	内容	第2期 評価	担当課
虐待に関する相談の充実	児童虐待に関する相談、指導。	A	町民福祉課
虐待の早期発見と予防	健康相談・健康診査・訪問指導等あらゆる機会における児童虐待の早期発見や関係機関と連携した支援。	A	町民福祉課
主任児童委員、民生児童委員の活用	児童虐待の早期発見、早期対応のための主任児童委員、民生児童委員の積極的活用。	C	町民福祉課
要保護児童対策地域協議会	関係機関との情報交換による児童虐待の実態把握、サポート及び啓発活動。	A	町民福祉課

※「第2期評価」の記号は、第2期計画の実施においてA＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施、を意味しています。

推進施策（２）母子家庭等の自立支援の推進

○地域で子育て家庭を支えるため、親が悩みや不安を抱えたときに、必要な情報が必要な時に届く相談体制の充実を進め、困ったときに身近な地域でいつでも相談でき、継続的な支援が切れ目なく届く体制づくりを推進します。特に、ひとり親家庭については親への経済的支援や生活支援、就労支援と子どもへの学習支援や生活支援を進め、ひとり親家庭が必要な支援を受けられる体制を整え、家庭と地域社会が協力し、次世代を育てる環境整備に努めます。

○母子家庭等に対する相談体制の充実や施策・取り組みについての情報提供を行います。

事業名	内容	第２期 評価	担当課
児童扶養手当の支給	「児童扶養手当法」に基づく手当の支給。	B	町民福祉課
遺児手当の支給	「遺児手当支給条例」に基づく遺児を養育している人を対象とした手当の支給。	B	町民福祉課
婦人相談の充実	婦人の抱える諸問題に対する相談・助言・指導。	C	町民福祉課
母子家庭等医療福祉費の支給	母子家庭及び父子家庭の保護者並びにこれらの家庭の児童を対象とした医療費の支給。	A	町民福祉課
母子寡婦福祉資金の貸付	「母子及び寡婦福祉法」に基づく福祉金の貸付。	E	町民福祉課
母子家庭等の親への就業支援	母子家庭自立支援教育訓練給付金・母子家庭高等職業訓練促進給付金の支給。	E	町民福祉課
親子関係を深めるための行事の充実	母と子、父と子のふれあいを深めるための親子関係の行事の推進と子育てに対する意識の向上。	E	町民福祉課
母子家庭日常生活支援事業	母子家庭等における技能習得のための通学、疾病等による一時的な生活援助若しくは保育サービスの実施。	E	町民福祉課

※「第２期評価」の記号は、第２期計画の実施においてA＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施、を意味しています。

推進施策（３）障がい児施策の実施

○障がい者の権利に関する条約やこども基本法を踏まえ、障がいのある子ども・若者や発達特性のある子どもの地域社会への参加とインクルージョンを推進します。一般の子育て支援と連携しながら、それぞれの特性やライフステージに応じた発達支援、自立支援、社会参加を支援します。

○乳幼児期から学童期、就労までの各段階で、保健、医療、福祉、教育など関係機関が連携し、一貫した支援を提供できる体制の整備に努めます。

○障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を推進します。

○障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、適切な医療及び医学的リハビリテーションの提供、在宅サービスの充実、就学支援を含めた教育支援

体制の整備等の一貫した総合的な取り組みを推進します。

○さらに、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、自閉症スペクトラム症（ASD）、教育及び療育に特別のニーズのある子どもについて、教員の資質向上を図りつつ適切な教育的支援を行います。

○認定こども園や放課後児童健全育成事業における障がい児の受け入れを推進するとともに、各種の子育て支援事業との連携を図ります。

事業名	内容	第2期 評価	担当課
短期入所事業の充実	保護者の疾病等の理由により、家庭において障がい児を一時的に介護できないとき、入所施設で一時的に預かる事業。	E	町民福祉課
障がい児保育事業の推進	【再掲】	E	町民福祉課
特別児童扶養手当の支給	障がい児の養育者に対する「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づく手当の支給。	B	町民福祉課
障害児福祉手当の支給	障がい児に対する「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づく手当の支給。	B	町民福祉課
障害者扶助料	心身に重度の障がいがある人、又はその人を監督保護している人を対象とした手当の支給。	B	町民福祉課
重度心身障害児等医療費の支給	重度心身障がい児等を対象とした医療費の支給。	B	町民福祉課
遺児へ入学・卒業（中学校）祝金の支給	遺児手当受給児童・生徒へ入学祝金、中学校卒業生には卒業祝金を支給。	B	町民福祉課
補助具の交付及び日常生活用具の給付	補助具の交付及び日常生活用具の給付。	B	町民福祉課
当事者団体への支援	団体活動支援。	C	町民福祉課
特別支援教育の充実	就学指導委員会の判定を受け、小・中学生の保護者が希望した場合の特別支援学級等での受け入れ。	B	教育委員会
障害児デイサービス事業の充実	社会適応訓練を中心としたデイサービス。	B	町民福祉課

※「第2期評価」の記号は、第2期計画の実施においてA＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施、を意味しています。

基本目標Ⅷ 若者が地元で働き、結婚しやすい環境づくり

若年者の不安定な雇用による経済的自立の遅れが、未婚化等の要因の一つになることが指摘されています。また、県内の若者は進学、就職を機に県外へ流出する実態が見られることから、県内における若年者の就業機会の確保等に努めるとともに、地元で就労した若者が、結婚しやすい環境づくりを推進します。結婚支援については、経済的な事情や仕事の問題に加え、適切な相手に巡り会えないことが理由で結婚できないと考える若者が多いため、出会いの機会の提供が重要となります。また、結婚後の新生活のスタートアップ支援を行い、若者が安定した生活を築けるよう支援します。

進学や就職、人間関係に悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実をすすめ、心の健康や病気に関する情報を提供し、孤独やストレスを感じる若者に対して適切な支援が届くように努めます。

施策の展開

推進施策（１）多様な就労の場の確保と就労の支援

- 若年者等の多様な就労の場を確保するため、新規創業や新分野進出など企業活動の活性化を支援します。特に、新規就農者に対する支援の強化や、進路決定前の学生や就農を目指す人の実地体験等を充実します。
- 若年者等の就業を推進するため、勤労観等の醸成や企業のニーズにあった人材の育成、就業能力開発等を推進します。
- 若者のU・J・Iターン推進に向けた支援制度の検討を行います。

推進施策（２）行政、地域、企業等における結婚しやすい環境づくりの推進

- 若者の結婚に対する意識調査や結婚対策等の施策を推進し、男女の出会いや交流が幅広くできるように県内外の市町村や各団体に情報提供します。
- 男女の交流機会の提供や結婚に関する相談等、行政や地域、企業等が行える結婚しやすい環境づくりについて、支援の在り方を検討します。

第5章

子ども・子育て支援事業の 展開



第5章 子ども・子育て支援事業の展開

1 教育・保育事業等の提供区域

本町では地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育事業の現在の利用状況や施設整備状況などを総合的に勘案し、教育保育の提供区域を設定しています。これと同時に当該区域が地域型保育事業の認可の際に行う需給調整の判断基準となることや、地域子育て支援事業の提供区域についても検討した結果、各提供区域を1区域としました。

■ 今別町の子ども・子育て支援施設の位置図

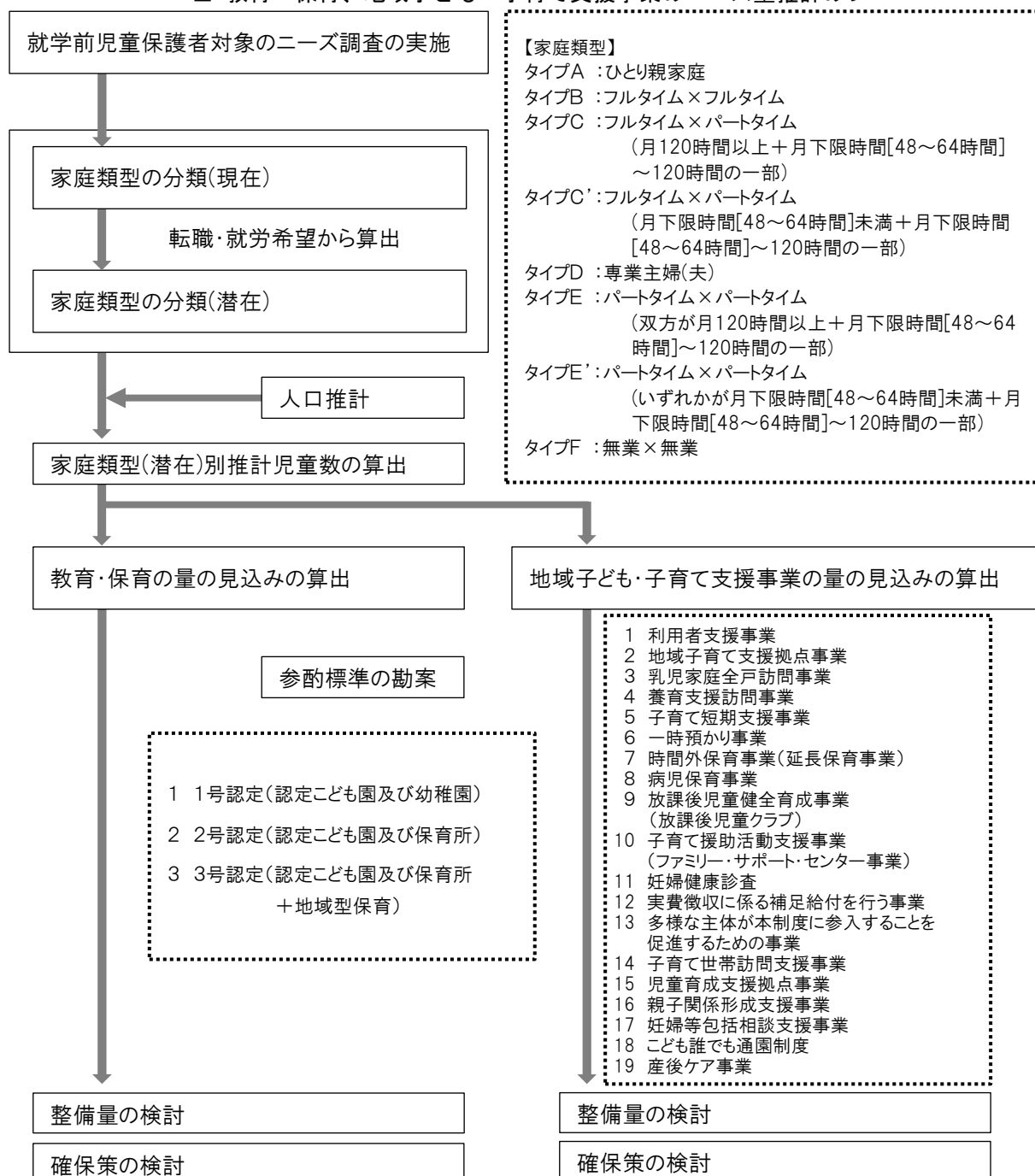


2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計

(1) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方（改訂版）」の手順に沿って算出し、本町の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工を行いました。

■ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー



(2) 子ども人口の推計

本町の子ども人口の推計について、0～5歳では2022（令和4）年の35人から2029（令和11）年には30人と推計され5人（14.3%）の減少が予測されています。一方、6～11歳においても2022（令和4）年の35人から2029（令和11）年には28人と推計され7人（20.0%）の減少が予測されています。

■ 子ども人口の推移と推計

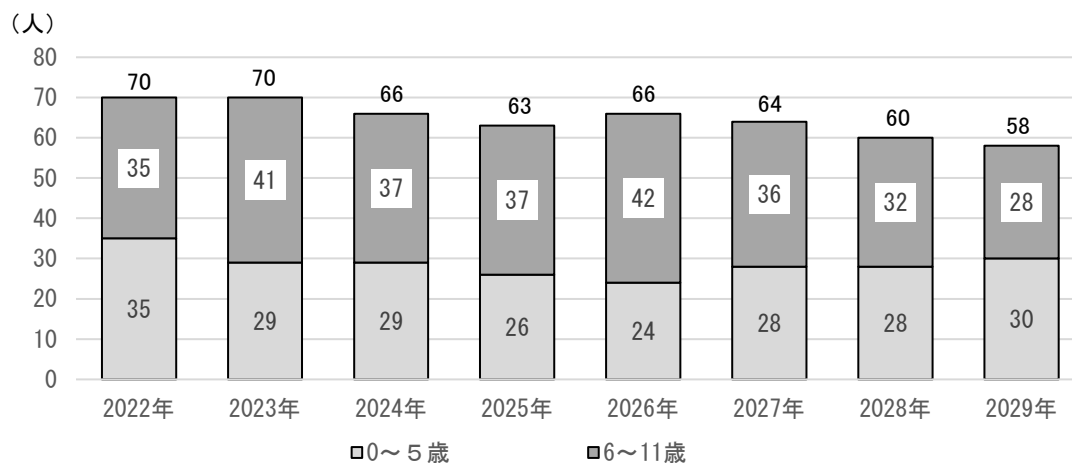
単位：人

	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年
0～11歳	70	70	66	63	66	64	60	58
0歳	4	3	4	5	5	5	4	4
1歳	2	5	4	4	5	5	5	5
2歳	9	2	4	4	5	6	5	5
3歳	6	9	1	4	4	4	5	5
4歳	4	7	8	1	4	4	5	6
5歳	10	3	8	8	1	4	4	5
0～5歳	35	29	29	26	24	28	28	30
6歳	8	8	3	8	8	1	4	4
7歳	7	8	8	3	8	8	1	4
8歳	3	7	8	8	3	8	8	1
9歳	8	3	7	8	8	3	8	8
10歳	7	8	3	7	8	8	3	8
11歳	2	7	8	3	7	8	8	3
6～11歳	35	41	37	37	42	36	32	28

資料：2022年～2024年は、住民基本台帳（各年3月31日）

2025年～2029年は、実績値を基にしたセンサス変化率法による推計（各年3月31日）

■ 子ども人口の推計



(3) 家庭類型（現在・潜在）別児童数の推計

家庭類型（現在・潜在）別児童数は、国の手引きに従ってニーズ調査結果から家庭類型の現在割合とともに、今後1年以内に転職の希望や無業からの就労希望等の意向を反映させた潜在割合を算出し、推計します。

■ 児童（0～5歳）の家庭類型（現在・潜在）の割合

家庭類型	説 明	現在	単位：％	
			現在	潜在
タイプA	ひとり親家庭	16.7		16.7
タイプB	フルタイム×フルタイム	41.7		41.7
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	25.0		33.3
タイプC'	フルタイム×パートタイム (月下限時間[48～64時間]未満+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.0		0.0
タイプD	専業主婦（夫）	16.7		8.3
タイプE	パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.0		0.0
タイプE'	パートタイム×パートタイム (いずれかが月下限時間[48～64時間]未満+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.0		0.0
タイプF	無業×無業	0.0		0.0

そして、2025（令和7）年度～2029（令和11）年度の推計児童数に家庭類型（潜在）別の割合を乗じてそれぞれの児童数を算出します。

■ 推計年度別の児童数（0～5歳）

家庭類型	潜在割合	単位：％（潜在割合）、人（児童数）				
		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
タイプA	16.7	4	4	5	5	5
タイプB	41.7	11	10	12	12	13
タイプC	33.3	9	8	9	9	10
タイプC'	0.0	0	0	0	0	0
タイプD	8.3	2	2	2	2	3
タイプE	0.0	0	0	0	0	0
タイプE'	0.0	0	0	0	0	0
タイプF	0.0	0	0	0	0	0
推計児童数 (0～5歳)	100.0	26	24	28	28	30

3 教育・保育の量の見込み及び確保方策

(1) 施設型事業

① 教育施設（幼稚園、認定こども園）

幼稚園は、学校教育法に基づく教育機関で、保護者の就労状況にかかわらず3歳から入園できます。3歳になる学年（満3歳児）の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。

認定こども園は、幼稚園と保育所が併設した施設で、幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の4類型があり、いずれも県の認可・認定を受けた施設です。

② 保育施設（認定こども園、認可保育所）

認定こども園は、幼稚園と保育所が併設した施設で、幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の4類型があり、いずれも県の認可・認定を受けた施設です。

認可保育所は、保護者の就労や親族の介護などで家庭で保育ができない保護者に代わって保育する施設で、児童福祉法に基づいて県の認可を受けた児童福祉施設です。

③ 認定こども園

認定こども園は、幼稚園と保育所が併設した施設で、幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の4類型があり、いずれも県の認可・認定を受けた施設です。

幼保連携型は、認定こども園法に基づく学校及び児童福祉法に基づく児童福祉施設としての法的位置づけを持ち、教育及び保育を一体的に提供する施設です。

幼稚園型は、幼稚園に保育所の機能を併せ持つ施設です（児童福祉法に基づく児童福祉施設としての法的位置づけは持ちません）。

保育所型は、保育所に幼稚園の機能を併せ持つ施設です（学校教育法に基づく学校としての法的位置づけは持ちません）。

地方裁量型は、幼稚園・保育所のいずれの認可もない施設が、地域の教育・保育施設として必要な機能を果たすものです。

現状と課題

- 現在、本町では幼保連携型の認定こども園 1 か所で事業を実施しています。
- ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「認定こども園」は100.0%となっています。また、利用希望をみると「認定こども園」は100.0%となっています。

■ 認定こども園の利用状況の推移

単位：人

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①実利用者数	34	31	26	24	25
1号認定	0	0	0	0	0
2号認定	22	19	18	17	16
3号認定	12	12	8	7	9
0歳	3	0	1	3	2
1歳	6	5	0	3	4
2歳	3	7	7	1	3
②第2期計画提供量	43	43	43	43	43
町内施設	34	31	26	24	24
町外施設	2	2	1	1	1
乖離（②－①）	9	12	17	19	18

※2024年度実績は見込み値



■ 認定こども園の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	26	23	25	24	23
1号認定	1	1	1	1	1
2号認定	12	9	13	13	13
3号認定	13	13	11	10	9
0歳	4	4	3	3	3
1歳	5	4	4	3	3
2歳	4	5	4	4	3
②確保目標量	33	33	33	33	33
1号認定	3	3	3	3	3
2号認定	20	20	20	20	20
3号認定	10	10	10	10	10
0歳	3	3	3	3	3
1歳	3	3	3	3	3
2歳	4	4	4	4	4
乖離（②－①）	8	11	9	10	11

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○町内に1園しかないので、幼稚園の利用希望がでてでも対応ができる体制をとるため、幼保連携型の認定こども園での提供体制を維持していきます。

(2) 地域型保育事業

① 小規模保育事業

国が定める最低基準に適合した保育施設で、市町村の認可を受けた定員6～19人で行う保育事業です。

現状と課題

- 現在、本町では実施していない事業です。
- ニーズ調査結果から就学前児童の利用希望をみると、「小規模保育施設」は8.3%となっています。

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後の保育需要を考慮し、必要に応じ認可・不認可を決定します。

② 事業所内保育事業（企業主導型保育施設）

企業などが、主に従業員用に運営する保育施設です。

現状と課題

- 現在、本町では実施していない事業です。
- ニーズ調査結果から就学前児童の利用希望をみると、「事業所内保育施設」は16.7%となっています。

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後の保育需要を考慮し、必要に応じ認可・不認可を決定します。

③ 家庭的保育事業

保育ママなど、保育者の家庭などで子どもを保育するサービスです。

現状と課題

○現在、本町では実施していない事業です。

○ニーズ調査結果から就学前児童の利用希望をみると、「家庭的保育」はいませんでした。

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後は需要動向をみながら、事業実施について検討します。

④ 居宅訪問型保育事業

保育を必要とする乳幼児の居宅において、保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると認められた家庭的保育者が保育するサービスです。

現状と課題

○現在、本町では実施していない事業です。

○ニーズ調査結果から就学前児童の利用希望をみると、「居宅訪問型保育」は16.7%となっています。

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後は需要動向をみながら、事業実施について検討します。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

(1) 相談支援事業

① 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

現状と課題

○現在は子育て世代包括支援センターで担当職員が子育て相談に対応している状況です。

○児童福祉法の改正に伴い、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設としてこども家庭センターを令和8年度に設置予定としており、各関係機関と連携しながら、相談支援の強化を図ります。

■ 利用者支援事業の利用状況の推移

単位：か所

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①必要か所数	1	1	1	1	1
②第2期計画提供量	1	1	1	1	1
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

※2024年度実績は見込み値



■ 利用者支援事業の量の見込みと確保目標量

単位：か所

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保目標量	1	1	1	1	1
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○子育て世代包括支援センター内の保健師が子育て相談を包括的に行うことで対応していき、令和8年度よりこども家庭センターを立ち上げる予定としており、相談支援の強化を図ります。

② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

現状と課題

○地域の子育て支援に関する交流の場や関連情報の提供、子育て支援に関する相談や支援を地域子育て支援センター「ひまわり子ども館（今別こども園）」で行っています。

○ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「地域子育て支援拠点事業」は16.7%となっています。

■ 地域子育て支援拠点事業の利用状況の推移

単位：人回

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①年間総利用数	170	49	120	78	45
②第2期計画提供量	128	120	98	75	68
乖離（②－①）	▲42	71	▲22	▲3	23

※2024年度実績は見込み値



■ 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保目標量

単位：人回

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	15	10	5	5	5
②確保目標量	15	10	5	5	5
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○子育て世代包括支援センターと連携しながら、相談体制の充実を図り、幅広い子育て支援環境をつくれます。 ○令和8年度からはこども家庭センターを設置予定としており、地域子育て支援センターと連携強化を図ります。

(2) 訪問系事業

① 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うとともに、支援が必要な家庭に対してサービス提供に結びつけ、子どもが健やかに育成されることを目的とした事業です。

現状と課題

〇町内の乳児のいる家庭を全戸訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行っています。また、メールを活用した育児相談等を行い、育児不安の軽減に取り組んでいます。

■ 乳児家庭全戸訪問事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①総利用者数	2	6	4	5	0
②第2期計画提供量	6	4	3	3	3
乖離(②-①)	4	▲2	▲1	▲2	3

※2024年度実績は見込み値



■ 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	5	5	5	5	5
②確保目標量	5	5	5	5	5
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	〇乳児全戸訪問事業周知のための広報活動、及び関係機関との連携を図ります。

② 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

現状と課題

○乳児家庭全戸訪問事業や母子保健事業、関連機関との連携等から把握された、養育支援が特に必要な家庭に対して保健師等が支援を行っています。

■ 養育支援訪問事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①総利用者数	1	1	2	1	0
②第2期計画提供量	5	3	2	2	2
乖離（②－①）	4	2	0	1	2

※2024年度実績は見込み値



■ 養育支援訪問事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
②確保目標量	2	2	2	2	2
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○養育支援が必要な家庭に対し、専門職による訪問で対応していきます。

③ 子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）【新規】

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）に、世帯を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。

■子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保目標量	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後は需要動向等をみながら、本町での事業実施について検討します

(3) 通所系事業

① 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、養育・保護を行う事業（短期入所生活援助事業【ショートステイ事業】及び夜間養護等事業【トワイライトステイ事業】）です。

現状と課題

○現在、本町には児童養護施設等がないため、県など関係機関と連携を取り対応しています。

○ニーズ調査結果をみると、「短期入所生活援助事業（ショートステイ）」の利用希望者はいませんでした。

■ 子育て短期支援事業の利用状況の推移

単位：人日

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①年間総利用数	—	—	—	—	—
②第2期計画提供量	—	—	—	—	—
乖離（②－①）	—	—	—	—	—

※2024年度実績は見込み値



■ 子育て短期支援事業の量の見込みと確保目標量

単位：人日

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保目標量	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○養育を受けることが一時的に困難になった児童がでた場合の受け入れ先は必要になるため、近隣市町村と連携をとりながら、受け入れ先の確保を検討します。

② 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

現状と課題

○現在、本町では認定こども園 1 か所で事業を実施しています。

○ニーズ調査結果をみると、未利用者は83.3%となっていますが、利用希望者は16.7%となっています。

■ 一時預かり事業の利用状況の推移

単位：人日

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①年間総利用数	21	9	107	24	8
②第2期計画提供量	27	27	27	27	27
乖離（②－①）	6	18	▲80	3	19

※2024年度実績は見込み値



■ 一時預かり事業の量の見込みと確保目標量

単位：人日

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	5	4	3	3	3
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	0	0	0	0	0
2号認定による定期的な利用	0	0	0	0	0
上記以外	5	4	3	3	3
②確保目標量	5	4	3	3	3
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	0	0	0	0	0
2号認定による定期的な利用	0	0	0	0	0
上記以外	5	4	3	3	3
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○必要な時に受け入れができるよう、施設との連携を図ります。

③ 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

現状と課題

〇ニーズに応じて、実施している認定こども園で柔軟に対応しています。

■ 時間外保育事業（延長保育事業）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①年間総利用者数	0	0	16	26	4
②第2期計画提供量	15	14	12	10	9
乖離（②－①）	15	14	▲4	▲16	5

※2024年度実績は見込み値



■ 時間外保育事業（延長保育事業）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保目標量	1	1	1	1	1
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	〇ニーズの動向をみながら、実施している認定こども園と連携し、サービスの維持に努めます。

④ 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

現状と課題

○現在、本町では実施していない事業です。

○ニーズ調査結果をみると、父親・母親が休んで対処した方の66.7%が「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と希望しています。

■ 病児保育事業の利用状況の推移

単位：人日

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①年間総利用数	—	—	—	—	—
②第2期計画提供量	113	99	85	73	65
乖離（②－①）	113	99	85	73	65

※2024年度実績は見込み値



■ 病児保育事業の量の見込みと確保目標量

単位：人日

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保目標量	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○ニーズ調査からも利用を望む声があるため、近隣市町村と連携しながら、受け入れ体制の確保を検討していきます。

⑤ 児童育成支援拠点事業（子どもの居場所支援）【新規】

養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象に、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業です。

■児童育成支援拠点事業（子どもの居場所支援）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保目標量	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後は需要動向等をみながら、事業実施について検討します。

(4) その他事業

① 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

現状と課題

○母体や胎児の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができるよう妊娠届出時に14回分の健診受診券を発行していきます。また、妊婦健診を定期的に受診するよう、保健指導を行うとともに、妊婦健診の結果に基づき、必要に応じて栄養指導や保健指導を行っています。

■ 妊婦健康診査事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①実利用者数	3	7	6	2	2
②第2期計画提供量	6	4	3	3	3
乖離(②－①)	3	▲3	▲3	1	1

※2024年度実績は見込み値



■ 妊婦健康診査事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	5	5	5	5	5
②確保目標量	5	5	5	5	5
乖離(②－①)	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後も対象者の啓発をおこない、定期的な受診をすすめます。

② 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子どもの送迎や預かり等の援助を受けたい会員（依頼会員）と援助を行う会員（提供会員）及び両方会員からなるボランティア的相互援助の組織で、アドバイザーが相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

現状と課題

○現在、本町では実施していない事業です。

○ニーズ調査結果をみると、定期的な教育・保育事業としての「ファミリー・サポート・センター」の利用希望は16.7%となっています。

■ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の利用状況の推移

単位：人日

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①年間総利用数	0	0	0	0	0
②第2期計画提供量	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

※2024年度実績は見込み値



■ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の量の見込みと確保目標量

単位：人日

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保目標量	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後は需要動向をみながら、事業実施について検討します。

③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後は需要動向をみながら、事業実施について検討します。

④ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後は需要動向をみながら、事業実施について検討します。

⑤ 親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）【新規】

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う事業です。

■親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保目標量	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後は需要動向をみながら、事業実施について検討します。

⑥ 妊婦等包括相談支援事業

主に妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を行う事業です。

■妊婦等包括相談支援事業の量の見込みと確保目標量

単位：回

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	15	15	15	15	15
②確保目標量	15	15	15	15	15
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行います。

⑦ こども誰でも通園制度【新規】

認可保育園や認定こども園などを利用していない生後6カ月から3歳未満の子どもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労の有無などは問わず保育を利用できる事業です。

■こども誰でも通園制度の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	—	1	1	1	1
②確保目標量	—	1	1	1	1
乖離（②－①）	—	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後の国の動向を注視しながら、令和8年度からの実施に向け、取り組んでいきます。

⑧ 産後ケア事業

出産後の退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業です。

■産後ケア事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保目標量	1	1	1	1	1
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○出産後に母乳育児等の相談・支援を行うため、訪問型での事業を実施し、短期入所型についても再開できるよう体制の整備を図ります。

5 総合的な子どもの放課後対策の推進

国において平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」、平成30年に「新・放課後子ども総合プラン」が策定されました。これに基づく取組等については、次世代育成支援対策推進法に定める行動計画策定指針に記載されました。

また、「新・放課後子ども総合プラン」は、令和5年度末で終了となりましたが、その理念や掲げた目標等を踏まえつつ、放課後児童対策の一層の強化を図るため、集中的に取り組むべき対策として「放課後児童対策パッケージ」がとりまとめられ、引き続き計画に盛り込むことにより、計画的な放課後児童対策を推進することができるとされています。

(1) 放課後児童対策パッケージの趣旨

- 「新・放課後子ども総合プラン」最終年度にあたり、受け皿確保（152万人分）や待機児童対策に集中的に取り組んできたが、目標の達成は困難な状況である。
- 放課後児童対策の一層の強化を図るため、こども家庭庁と文部科学省が連携し、予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対策として、とりまとめた。
- 「こども未来戦略」における加速化プラン期間中、早期の受け皿整備の達成に向け、本パッケージは令和5～6年度に取り組む内容をまとめたものである。

①放課後児童クラブ

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

現状と課題

- 現在、本町では実施していませんが代替事業として、小学校と中央公民館を会場とし放課後子ども教室を年間125日開催しています。

■ 放課後児童クラブの量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	0	5	5	5	5
②確保目標量	0	5	5	5	5
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○子どもの人数も少ないため、親の就労に関係なく利用できる放課後子ども教室を実施しています。放課後児童クラブについては令和8年より今別こども園にて実施予定とし、放課後子ども教室と連携し安全な放課後の居場所づくりを図ります。

6 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について

(1) 認定こども園の普及についての基本的な考え方

新制度では、保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズに応じた多様な子育て支援を進めることを目指しています。幼稚園と保育所の機能や利点を併せ持ち、地域の子育て支援を行う認定こども園は、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置づけられ、国では普及を図ることとされています。

本町では、2017（平成29）年度に保育所から幼保連携型認定こども園に移行しているため、今後も保護者のニーズ把握に努め、教育・保育の質の向上を図っていきます。

(2) 幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援

乳幼児期の教育・保育の目指すところは、本質的には、すべての子どもの健やかな育ちであり、そのためには、教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士等の資質向上が不可欠です。そのため、幼稚園教諭と保育士が、教育と保育を一体的に提供する意義や課題を共有できるよう、県主催の合同研修会への参加の呼び掛けや的確な情報提供を行います。

また、すべての子どもの健やかな育ち、子どもの最善の利益の保障の重要性から、障がいのある子どもや医療的ケアが必要な子どもなど特別な支援を要する子どもについて、その状況を的確に把握し適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関との連携を強化するとともに、職員の資質向上に努めます。

(3) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

子ども・子育て支援法においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質で適切な内容と水準をもった子ども・子育て支援が求められています。そのため、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育及び地域子育て支援事業の確保と妊娠・出産期から学童期までの切れ目ない支援体制の確保に努め、一人ひとりの子どもが個性のあるかけがえのない存在として成長していけるよう支援していきます。

(4) 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものです。幼児期の育ちと学びが義務教育の基盤となり、0歳～15歳までの一貫したつながりにより、心豊かに生きる力の育成を目指すものです。

そのためには、子どもの発達を幼稚園・保育所・認定こども園、そして小学校、さらには中学校までの長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法についての理解を深め、共有することが必要となります。

こうしたことから、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校、中学校との交流や意見交換など、小学校、中学校への円滑な接続の支援に取り組んでいきます。

7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保に関する事項

子育てのための施設等利用給付の実施にあたり、公正かつ適切な支給の確保に努め、保護者への制度の案内等を的確に行うこととします。また、特定子ども・子育て支援施設等の確認を行うにあたっては、施設の所在、運営状況、監査状況等を県と情報共有しながら、指導監査等を行うための基準の整備等を行い、進めていきます。

第6章

子どもの貧困対策



第6章 子どもの貧困対策

1 子どもの貧困対策計画策定の趣旨

子どもの貧困率は今なお高い状況にあり、支援を必要とする子どもやその家族が多く存在しています。特にひとり親家庭の貧困率は高い水準にあり、厳しい状況であることから、各地域で子どもの貧困対策をめぐる様々な取り組みが広がる一方で、地域による取り組みの格差が拡大しています。

国は、明日の日本を支えていくのは今を生きる子どもたちであり、貧困の連鎖によって子どもたちの将来が閉ざされることのないよう、2013（平成25）年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）」を公布し、これを受け、「子供の貧困対策に関する大綱」（平成26年8月閣議決定）を示しました。

具体的には、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもたちの成育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援等と併せて子どもの貧困対策を総合的に推進することが重要であるとの方針を掲げ、様々な取り組みが進められてきました。

2019（令和元）年6月には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第41号）」が公布されました。改正後の法律では、子どもが置かれた現在の状況も含めて、子どもの年齢や発達に応じてその意見が尊重されるとともに、その最善の利益が優先して考慮されるよう対策を包括的かつ早期に講じられること、また貧困の背景には様々な社会的な要因があることを踏まえて関係機関相互の密接な連携のもとに総合的な取り組みとして行うことが示され、市町村計画の策定が努力義務とされました。

また、令和5年12月には、従来の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化した「こども大綱」を閣議決定しており、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにすることが掲げられています。

さらに、令和6年6月には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、法律の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められたほか、こども大綱の記述を踏まえて、「目的」及び「基本理念」において、解消すべき「こどもの貧困」の具体化などがなされています。

これらを踏まえつつ、当町における「子どもの貧困対策計画」は、「第3期子ども・子育て支援事業計画」の施策との調和を図りながら策定し、子どもの貧困についての状況を確認し、各課で問題を共有するとともに、子どもの現在の貧困の解消とともに、将来の貧困を防ぐ取り組みについて、関係団体等と連携しながら、相乗的な効果を生む施策を総合的に推進していきます。

2 子どもの貧困対策に関する取り組み

子どもの貧困は、食事や学習の機会の不足、進学を断念せざるを得ない状況など、子どもの基本的な権利が侵害され、社会的孤立を招く深刻な課題です。

貧困を家庭の責任ではなく社会全体の課題として、町をはじめ民間企業や団体が連携・協働し、子どもの貧困問題に対する理解を広め、具体的な支援を届ける体制づくりを進めます。

家庭の経済状況にかかわらず、全ての子どもが質の高い教育を受けられるようにすることが重要であり、幼児教育・保育の無償化、義務教育段階での就学援助、高校生への修学支援や通学補助を進め、教育費負担の軽減を図ります

さらに、子どもが必要な支援を受けられる体制を強化するためにも地域の関係機関や団体、スクールソーシャルワーカーが連携し、困難な状況にある子どもを早期に把握し、支援につなげる体制の強化を進めます。

また、施策の実施状況等の検証・評価では、国が2019（令和元）年11月に大綱で示した、《教育の支援》《生活の安定に資するための支援》《保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援》《経済的支援》の4つの重点施策に基づき、取り組みを進めていきます。

3 具体的な施策

（1）教育の支援

事業名	内容	担当課
放課後子ども教室	【再掲】	教育委員会
教育相談体制の充実	【再掲】	教育委員会
個々に応じた多様な指導方法の充実	【再掲】	教育委員会

(2) 生活の安定に資するための支援

事業名	内容	担当課
労働相談・職業相談の開催協力	労働問題及び職業相談の開催協力と広報等による周知。	町民福祉課
保護者の生活・就労支援等事業	保護者の生活・就労支援のため保育の確保。	町民福祉課
給食費の無料化	小・中学校の給食費を無料としている。	教育委員会
保育料の無償化	全年齢階層の保育料を無償としている。また、2号認定の副食費も無償としている。	町民福祉課
おむつ給付事業	今別こども園に在園している児童に対し、こども園で使用するおむつを、月3,300円分を限度に支給する。	町民福祉課
医療費の無料化	乳児から高校生までの医療費を無料とする。	町民福祉課

(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

事業名	内容	担当課
保護者の生活・就労支援等事業	【再掲】	町民福祉課
仕事と家庭の両立を考えるセミナーの開催協力	育児・介護休業法の趣旨や内容についての啓発を図るセミナーの開催に協力し、広報等により周知。	町民福祉課
労働相談・職業相談の開催協力	【再掲】	町民福祉課
仕事と子育ての両立のための広報・啓発・情報提供	男女雇用機会均等法・労働基準法・育児・介護休業法等の周知。	町民福祉課
放課後子ども教室	【再掲】	教育委員会
通常保育事業の推進	受け入れ体制の整備。	町民福祉課
乳児保育事業の推進	【再掲】	町民福祉課
緊急・一時保育事業の推進	保護者の疾病や冠婚葬祭、介護・育児疲れ解消等の理由により、児童の保育が困難になったときの一時預かり事業。	町民福祉課
延長保育事業の推進	認定こども園の通常の開所時間外の保育ニーズへの対応を図る保育事業。	町民福祉課

(4) 経済的支援

事業名	内容	担当課
給食費の無料化	【再掲】	教育委員会
保育料の無償化	【再掲】	町民福祉課
医療費の無料化	【再掲】	町民福祉課
入学祝い金支給	小学校から高等学校までそれぞれ入学時に新入生ひとりあたり50,000円を支給する。	町民福祉課
就学援助費の支給	【再掲】	教育委員会

第7章

計画の推進・評価体制



第7章 計画の推進・評価体制

1 計画の推進体制

子ども・子育て支援は、行政だけで進められるものではなく、少子化、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、景気の低迷など社会や経済の環境の変化により、子どもの育ちと子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施していくために、家庭や地域社会、児童福祉施設、学校、企業等が協働しながら、推進していく必要があります。

本町に関わるすべての人々が、互いを尊重しながら、その能力を最大限に発揮し、行政と対等な立場で共に協力して課題の解決に取り組む「協働」の視点をふまえて施策や事業を推進するとともに、社会福祉協議会などの関連団体やNPO、民間企業との協力関係を深め、それぞれの役割分担や運営形態を考慮しながら、計画を円滑に推進していきます。

2 計画の公表及び周知

計画の目標を達成するためには、計画の内容を広く町民に知ってもらう必要があるため、情報公開を進めるとともに双方向での情報交流や効果的な情報発信に努めます。

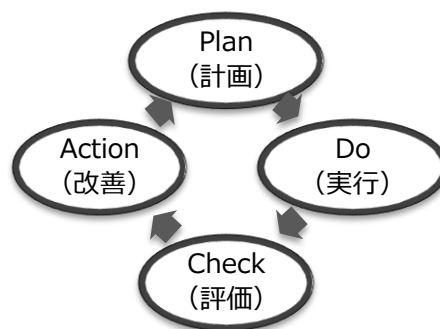
計画に記載した子ども・子育て支援施策については、広報紙、ホームページ等で住民に周知を図ります。

また、各事務事業においても、広報紙をはじめとするあらゆる媒体を活用するとともに、地域や事業主と連携して町民一人ひとりに情報が行きわたるよう、周知に努めます。

3 計画の評価と進行管理

子ども・子育て支援に係る様々な施策の進捗状況を把握するとともに、基本理念の達成に向けて効果の検証を行い、計画の見直しや施策の改善、充実につないでいくことが必要です。そのためにも、計画を立案し（Plan）、実践する（Do）ことはもちろん、設定した目標達成や計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Action）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）に基づき、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。

そのため、本計画の進行管理については、毎年度の取り組みの進捗管理を行うとともに、目標や指標により基本理念の達成に向けた効果検証を行い、施策の改善、充実を図ります。さらに、目標や指標の達成状況に応じて、計画期間の中間年において必要な計画の見直しを行います。



資料編



資料編

1 今別町 子ども・子育て会議条例

(1) 設置条例

(趣旨)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、今別町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 会議の委員は、子どもの保護者（法第6条第1項に規定する子どもの保護者（同条第2項に規定する保護者をいう。）をいう。）、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援法（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下この項において同じ。）に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他町長が必要と認める者のうちから、町長が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に、会長及び副会長それぞれ1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長又は副会長が選出されていないときは、町長が招集する。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、子育て会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、町民福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営その他必要な事項は、子育て会議が町長の同意を得て定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 委員の任命のための手続きその他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則 (令和5年3月9日条例第5号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(2) 委員名簿

N0	氏 名	所 属	備 考
1	佐々木 卓	今別小学校校長	
2	高井 洋	今別中学校校長	
3	村上 留美子	今別こども園園長	
4	奥崎 匠	今別こども園父母の会会長	
5	小田桐 優穂	今別こども園父母の会副会長	
6	本郷 鉄男	今別町商工会会長	
7	成田 英梨奈	主任児童委員	
8	木村 香織	主任児童委員	
9	相内 啓司	今別町連合PTA会長	
10	相内 譲	教育委員会教育課長	



今別町 第3期子ども・子育て支援事業計画

発行日 2025（令和7）年3月

発行元 今別町 町民福祉課

住 所 〒030-1502

青森県東津軽郡今別町大字今別字今別 167

TEL 0174-35-3004 FAX 0174-35-2298

URL <https://www.town.imabetsu.lg.jp/>